

平成18年第4回佐渡市議会定例会会議録（第6号）

平成18年9月26日（火曜日）

議事日程（第6号）

平成18年9月26日（火）午後2時40分開議

第1 （総務常任委員会付託案件）

議案第127号から議案第129号まで、議案第133号から議案第135号まで、議案第138号、継続審査中の平成17年請願第16号、陳情第4号及び継続審査中の陳情第1号
（市民厚生常任委員会付託案件）

議案第130号、議案第132号、議案第139号から議案第141号まで、議案第144号、議案第145号

（産業経済常任委員会付託案件）

継続審査中の請願第1号、継続審査中の請願第2号、継続審査中の請願第4号

（建設文教常任委員会付託案件）

議案第131号、議案第136号、議案第137号、議案第142号、議案第143号、議案第146号、議案第151号、請願第8号

（議員定数特別委員会付託案件）

継続審査中の陳情第2号

第2 議員定数特別委員会最終報告

第3 発議案第14号

第4 報告第19号

第5 議案第147号から議案第149号

第6 決算審査特別委員会委員の選任

第7 発議案第15号

第8 発議案第16号

第9 発議案第17号

第10 議案第150号

第11 委員会の閉会中の継続審査の件

本日の会議に付した事件

追加日程 緊急質問

日程第1 （総務常任委員会付託案件）

議案第127号から議案第129号まで、議案第133号から議案第135号まで、議案第138号、継続審査中の平成17年請願第16号、陳情第4号及び継続審査中の陳情第1号

（市民厚生常任委員会付託案件）

議案第130号、議案第132号、議案第139号から議案第141号まで、議案第144号、議案第145号

(産業経済常任委員会付託案件)

継続審査中の請願第1号、継続審査中の請願第2号、継続審査中の請願第4号

(建設文教常任委員会付託案件)

議案第131号、議案第136号、議案第137号、議案第142号、議案第143号、議案第146号、議案第151号、請願第8号

(議員定数特別委員会付託案件)

継続審査中の陳情第2号

日程第 2 議員定数特別委員会最終報告

日程第 3 発議案第14号

日程第 4 報告第 19号

日程第 5 議案第147号から議案第149号

日程第 6 決算審査特別委員会委員の選任

日程第 7 発議案第15号

日程第 8 発議案第16号

日程第 9 発議案第17号

日程第10 議案第150号

日程第11 委員会の閉会中の継続審査の件

出席議員（56名）

2番	大石惣一郎	君	3番	本間勘太郎	君
4番	中村剛一	君	5番	臼杵克身	君
6番	島倉武昭	君	7番	木村悟	君
8番	稲辺茂樹	君	9番	金田淳一	君
10番	臼木優	君	11番	山本伊之助	君
12番	浜田正敏	君	13番	廣瀬擁	君
14番	大谷清行	君	15番	小田純一	君
16番	末武栄子	君	17番	小杉邦男	君
18番	池田寅一	君	19番	大桃一浩	君
20番	中川隆一	君	21番	岩崎隆寿	君
22番	高野庄嗣	君	23番	中村良夫	君
24番	石塚一雄	君	25番	若林直樹	君
26番	田中文夫	君	27番	金子健治	君
28番	村川四郎	君	29番	高野正道	君
30番	名畑清一	君	31番	志和正敏	君

3 2 番	金	山	教	勇	君	3 3 番	白	木	善	祥	君	
3 4 番	渡	邊	庚	二	君	3 5 番	佐	藤		孝	君	
3 6 番	金	光	英	晴	君	3 7 番	葛	西	博	之	君	
3 8 番	猪	股	文	彦	君	3 9 番	川	上	龍	一	君	
4 0 番	本	間	千	佳	子	君	4 1 番	大	場	慶	親	君
4 2 番	本	間	武	雄	君	4 3 番	根	岸	勇	雄	君	
4 5 番	近	藤	和	義	君	4 6 番	熊	谷		実	君	
4 7 番	本	間	勇	作	君	4 8 番	祝		優	雄	君	
4 9 番	兵	庫		稔	君	5 0 番	竹	内	道	廣	君	
5 1 番	岩	野	一	則	君	5 2 番	渡	部	幹	雄	君	
5 3 番	浜	口	鶴	藏	君	5 4 番	大	澤	祐	治	郎	君
5 5 番	肥	田	利	夫	君	5 6 番	加	賀	博	昭	君	
5 7 番	金	子	克	己	君	5 8 番	梅	澤	雅	廣	君	

欠席議員（2名）

1 番	松	本	展	国	君	4 4 番	牧	野	秀	夫	君
-----	---	---	---	---	---	-------	---	---	---	---	---

地方自治法第121条の規定により出席した者

市長	高野宏一郎	君	助役	大竹幸一	君
助役(収入役事務兼掌助役)	親松東一	君	総務部長	齋藤英夫	君
企画財政部長	中川義弘	君	市民環境部長	粕谷達男	君
福祉保健部長	末武正義	君	産業観光部長	川島雄一郎	君
建設部長	佐藤一富	君	総務部総務課長	佐々木正雄	君
企画財政部部長(財政課長)	山本充彦	君	市民環境部部長(環境課長)	大川剛史	君
産業観光部部長(観光課長)	伊藤俊之	君	産業観光部部長(産業振興課長)	児玉剛	君
建設部部長(建設課長)	渡辺正人	君	防災管理財長	榎惠博	君
行政改革長	藤澤一雄	君	企画振興課長	金子優	君
市民課長	清水俊英	君	高齢福祉課長	藤井武雄	君

午後 2時40分 開議

○議長（梅澤雅廣君） ただいまの出席議員数は56名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

議会運営委員長の報告

○議長（梅澤雅廣君） ここで議会運営委員長から発言を求められておりますので、これを許します。
岩崎議会運営委員長。

〔議会運営委員長 岩崎隆寿君登壇〕

○議会運営委員長（岩崎隆寿君） 報告いたします。

フッ素洗口に関する緊急質問通告が2件提出され、議会運営委員会で協議した結果、これを認めるべきとの結論を得ましたので、ここに報告いたします。

以上です。

追加日程 緊急質問

○議長（梅澤雅廣君） フッ素洗口の件について、小杉邦男君及び稲辺茂樹君から緊急質問の通告があります。

小杉邦男君及び稲辺茂樹君の緊急質問に同意の上、日程に追加し、直ちに発言を許すことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（梅澤雅廣君） 異議ないものと認めます。

よって、小杉邦男君及び稲辺茂樹君の緊急質問に同意の上、日程に追加し、直ちに発言を許すことに決しました。

最初に、小杉邦男君の発言を許します。

小杉邦男君。

〔17番 小杉邦男君登壇〕

○17番（小杉邦男君） それでは、緊急に質問をさせていただきます。

フッ素洗口に関する事柄についてであります。これは承知のように、何だかと申しますと、虫歯を予防するためにフッ素を使って口の中でぶくぶくとやって口の中を洗おうと、そのことによってエナメル質が強化をされると、結果して虫歯を防げると、こういう理屈になっている事業であるようであります。しかし、これは薬事法という劇薬でありまして、使い方を誤ると大変なことになると、こういう品物であります。

したがって、佐渡市としてはこの事業を全面的に来年度から保育所、小中学校で行いたいと、このような文書通知を関係保護者に出しております。18年の9月1日であります。福祉保健部保健医療課から「フッ素洗口事業の説明会について」。そして、当市では全市で歯科保健事業に取り組んでいますが、フッ素洗口事業につきましては未実施の施設があり、来年度から市内すべての保育所、幼稚園、小中学校で実施するよう準備を進めております。つきましては、歯の健康やフッ素洗口事業についての理解を深めていた

だくために、下記のとおり説明会を開催いたしますと、こういうことでご多忙中集まってくださいと、こういうことで既に9月12日から最終は11月28日の予定で説明会をそれぞれ通知をしているところであります。

しかし、この文書を受け取った保護者の方から随分疑問を呈する意見が出てきております。私のところへも、ぜひ議会で取り上げてもらいたい、そしてこれがどういう事業であるか、心配はないのか、問うてもらいたいと、こういう意見がありました。

過般私が所属する市民厚生委員会でもこの議論はして、一定の私なりに市の考え方は承知しているところでありますが、このように広く島内の子供たちが受ける事業でありますから、そして先ほど申し上げたように、下手に誤ると身体に大変な薬害が及ぶと、このことを考えるとどうしても緊急に質問させていただく必要があるのではないかと、こういう認識で緊急質問に立ったところであります。そして、この事業は佐渡市としては既に旧市町村段階から実施をしていると、そういうところがあることは承知をいたしております。そこでも保護者の中には、ある面では情報公開がされて、少し疑問ではないかという声もあるところであります。

これどういうことだかといいますと、これは学者は賛否両論があることは事実なのです。それで、下手をするとどういう状況が出るかという、がんが誘発されるとも言われています。それから、エナメル質が強化されるというのは、これが過ぎると逆に今度はエナメル質が、ある面では斑状歯と言うのですが、歯がぼろぼろになると、こういう現象も出るのです。それから、よく言われるダウン症の子供さんが生まれる心配があると、これは遺伝に関係するものであります。こういうようなことも学者の中で言われているのです。ですが、後で答弁もあるのでありますが、佐渡市の説明では安全でございます、安全でございますと言って、今私が申し上げることは一切触れていない。そうすれば、保護者の選択肢は公正を欠きますね。私は、そういう意味では、よく最近言われるインフォームド・コンセント、情報公開をきちんとする、そして本当にこれが我が子にとっていいのだかどうか、判断材料を提示する必要があります。そして、保護者が選択をして、実施をするのだかどうかと、こういうことにならなければいかぬ事業だと私は思っております。

これは薬品を使っている、ある意味で予防でありますから、私は医療行為だと考えます。ですが、この前の委員会では医療行為ではありませんというふうに否定していますが、通常一般の人は常識的に薬品を使って予防すれば、それは医療行為だと考えるのが当然だと私は思います。しかも、下手をすると今言うような心配があるという学者論争があるとすれば、なおさらのこと慎重にこれはやるべきだと、こう私は思うところであります。保護者の皆さんも心配して、そのことを強く市の方へも申し入れをして、その心配はないのかどうか、公開質問も出したということも承知をいたしております。それに対する答弁も、そういうことは聞くが、安全だと、こういう回答だというふうに承知をいたしているところであります。

私は、ですから佐渡市は調査が必要だと思えます。これは、全国的にそんなにやっている仕事ではないのです。ですから、全国的に今どういう状況であるか、ひとつ明らかにしてもらいたい。そして、もし踏み込めれば、やらないところはなぜやらないのかと、そんなにいいというのだったら、みんなやってほしいとなるでしょう。そのこともちょっと見解をお聞きをいたしたい。

それから、これはもちろん保育所もありますね。所管は、保健の関係になるわけ、福祉の関係になるの

でしょう。それから、一方は小中学校は教育委員会の所管でありますね。これは、今どういう格好でやっているかといいますと、全部保健医療課が招集して説明しているのです。私は、これは手続としておかしいと思います。学校は、子供さんに、今私が申し上げたような薬害があるというようなことは、不幸にして出てきた場合には、学校は保健活動の一環としてやるということに当然なるわけなのでしょう。現場の責任者は校長ですね。校長は、責任免れないと思います。これは、保護者にやるのは学校がやる必要があるのではありませんか。このあたりがどうか。保健活動、保健医療課がやるのであれば、私は医療行為だと言わなければいかぬです。そして、予防医療でやるのであれば、伝染病ではありませんから、学校でそのことはやる必要はないだろうと、こういうふうに私は、私の認識でそういう理解をいたしますが、そのあたりはどういう考えを持っているか、お聞かせを願いたい。

そして、今申し上げるさまざまな不安を保護者の皆さんが抱えているわけですから、もうちょっと丁寧に功罪を、心配されることも含めて、そういうこともありますということはちゃんと知らせる必要があります。そして、保護者の選択の幅を広げること、こういうことが必要だと言うております。また質問席で聞きますが、今の私がいろいろ薬害が心配される、こういう状況の中で、既定の方針のとおりどんどん進めていくのは疑問を感じるところであります。予定どおり説明会やって、恐らく来年からって4月でしょう、用意ドンでやるのだからどうか、そこらあたりの市の見解をぜひ聞かせてもらいたい。

これで、ここからの質問をまず終わります。あとは質問席で、あと2回できるそうでありますから、質問いたしたいと、こう思います。よろしくお願いいたします。

○議長（梅澤雅廣君） 小杉邦男君の緊急質問に対する答弁を許します。

高野市長。

○市長（高野宏一郎君） それでは、ただいまの小杉議員の緊急質問にお答えいたします。

フッ素については、危険性があるのではないかとお問い合わせでございますが、現在佐渡市、ご存じのようにやっているところとやらないところもあるわけです。その歴史もあるというふうに認識しておりますので、恐らく担当が説明に回って、皆さん方にご理解いただくようにしようとしているのだと思います。

いろんな効果のほどは間違いなくあるのですが、効果に対して、議員の言われるように、では危険度はどうかという話になって、医療とか保健とかというのはそれぞれにそういうことがいつも議論されるわけでありまして、専門家も考え次第でかなり違うということもあるのではないかと思います。

そのデータの今までの実績等につきましては保健福祉部長に答弁させたいと思いますし、それから医療行為かどうかと言われますと、これは医療行為ではないというふうに規定されているというふうに聞いております。

それから、全国的に調べるというのですが、新潟県は調べてあるそうでございます。これは、6・4でやっている方が多いそうでございます。やっていないところはなぜやらないかと、全部聞いたわけではありませんが、やはりこのように反対の人がおられるということではないかと思ひまして、純学術的にどうこうということではないのではないかとというふうに認識はしているところでございます。

以上でございまして、あとは福祉保健部長に答弁させます。

○議長（梅澤雅廣君） 補足答弁を許します。

末武福祉保健部長。

○福祉保健部長（末武正義君） お答えいたします。たくさんご答弁しなければいけない項目がありますので、よろしくお願いいたします。

その前に、フッ素洗口もあれですが、現在佐渡市では平成17年度のう蝕予防事業として取り組んでおりまして、その実績としましては4歳児未満の、これは塗布なのでございますが、3,214人というような実績もございますし、それから4歳児から15歳児までの、これ洗口でございまして、2,875人という実績でございまして。

フッ素洗口の実施施設、あるいは未実施の施設の比較でございまして、平均う蝕数、いわゆる虫歯数を比較しますと、小学6年生で実施施設では0.456本、それから未実施施設では0.849本ということでございますし、中学1年生、大体永久歯が出そうという年齢でしょうか、実施施設では0.87本、未実施施設では1.50本という、これは効果が出ておりまして、効果は明らかであると思います。それで、トータル的には県平均よりも虫歯数が多いという形になってございます。そういうことで、来年度から未実施施設の解消に向けて、現在説明会等々で推進を図っておるわけでございます。

安全性でございまして、フッ素は自然界に多く存在しておる物質であるということをご承知であると思っておりますけれども、私たちの食べ物の中にも微量に含まれているものがたくさんあるわけでございますが、急性中毒量とされるのが体重1キログラム当たり2ミリグラムというようなことで言われておりまして、例えば体重30キログラムの小学生にフッ素洗口をやりますと、大体六、七人分を飲み込まない限りは急性中毒にはならないというふうにされております。小学校で週1回フッ素洗口をやっておりますし、その残る口の中のフッ素量は大体10%とか15%があると言われておるのでございまして、そうしますと残る量は0.9から1.35ミリグラムであろうと、そんなことでございます。ということで、今健康に影響を与えるものではないという考え方をしております。特に幼児なんかでございまして、ぶくぶくうがいができない子供さんがおられます。ですから、できるまでやらないとか、そういう方法もとっております。たとえ洗口液を誤って飲み込んだとしても、害がないという濃度に調整されております。

そして、インフォームド・コンセント等々でございまして、保護者への実施説明等々は十分いたしますし、学校の方の学校医さん、あるいは学校歯科医さんの方から当然説明をしていただいておりますし、国等々の基準に沿いました、ガイドラインに沿った説明をしまして、期待される効果、具体的な洗口の方法、それから安全性について十分説明した後、父兄から同意を行って実施するというやり方をいたします。

それから、先ほど市長答弁で医療行為についてお話がございましたが、いわゆる歯科医師法にいう医療行為ではないと考えておりますし、私どもは学校保健法の一部で健康管理、あるいは歯科保健予防行為等々の観点ととらえて推進をお願いしておるところでございまして。

以上です。

○議長（梅澤雅廣君） 小杉邦男君の2回目の質問を許します。

小杉邦男君。

○17番（小杉邦男君） それでは、今の答弁に対してちょっと聞きたいのですが、安全です、安全ですということではあります、ある面ではこの事業への一面的な利害に立っているというふうに思っています。先ほど私が申し上げた幾つかの薬害事例は、学者の間ではこれは心配だと言われている声も高いのでありま

す。そして、歯科医師の中でも意見の分かれるところであります。そういう状況が現状としてあるわけです。ですから、今部長が言うように、安全だ、安全だということでふたをするのではなくて、もうちょっと慎重に状況を検査をする必要があると、こういうふうに申し上げたい。

それから、今ほど歯の数を言いましたが、歯の数は今言われたとおりで、佐渡市では実施校で0.87本、未実施校で1.5本と、これ12歳です。その差はわずか0.63本です。1本ではないのです、0.63本ですよ。これだけの差なのです、実施しているところと実施していないところ、ほぼ変わらないのです。それにもかかわらず、さっきのようなリスクを背負いながらこの事業をやりますか。これだけの効果、確かに0.63本の差のことは、これだって本当にフッ素によるものか、歯磨きの日常的な歯科保健管理によるものか、明確にはできないといって市の方は保護者の方の質問に答えているのではありませんか。フッ素を明確に、明らかに比較をして、フッ素を使うことでこういう結果が出ているとは、自信を持って言えるということは断言していないのです。できないのです、この数字の中では。こういうふうに考えます。

そして、これに大変なお金をかけるわけです。記憶が誤っていなければということだと思うのですが、本年度の予算で実施校は650万使っていると思います。誤りなら正してください。県から幾ら、国から幾らと、さっきのう蝕予防事業でしょう、100万円行っていますね。これだけのお金を使うわけです。生きれば私は大賛成です。ですが、こういうリスクをしょって、効果はそんなに明確に出ないものをなぜそのリスクをしょって積極的にやりますか。慎重にすべきです。というふうに私は考える。改めて部長の答弁を求めたいと、こう思うところであります。

それから、さっきWHOとか何とかという話をしましたが、確かにそういうことが言えるのです。私は、一つ挙げたいのです。これは全然違うのですが、アスベスト。これはWHOではなくて、労働災害ですからILOです。国際労働機関で、これ162条条約というのがありまして、これを1986年にILOは禁止したのです。これは、恐らく課長は承知だと思うのですが、そして日本はどうなったかということ、19年後というのはいつだかということ、2005年の7月によりやくこれを公的に禁止をするのです。そして、今の大変な時代を招いていますね。これと即イコールにはなりませんが、状況としては私は同じ認識を持つべきです、このフッ素は。ですから、WHO、世界保健機構、さっき部長が言った。フッ素による虫歯予防を推進してきましたが、1994年に、約10年前ですか、6歳以下の子供へのフッ素洗口は禁忌と、やってはいかぬというかやらぬ方がいいと。禁忌というのは、ある意味ではやると悪いと、こういう意味ですね。医療の関係の言葉としてあるのだと思うのです。やらない方がいいと、こういうふうに結論を出しているのです。それは、また訳し方とか、推奨する側はこのことをそうじゃないと言っていますが、素直に読めばこういうことです。やらない方がいいと、6歳以下の小さな子供には、こういうふうにも言っているところがあります。

ですから、フッ素を盛んに推進をした国はいっぱいあるのです。あるのは、水道水に入れていたというのがあるのです。水道水へフッ素を入れる。日本にもそういう話がありましたけれども、今は下火になりました。そして、いろいろ薬害が出るということで、これはやめました。世界的にもやめています。かつては41カ国がやりました。今は18カ国、やめています。どんどんやめている。アメリカでも一生懸命やりましたが、今アメリカは方向転換して、フッ素は使わないという方向へ行っています。こういう状況も知る必要があります。

そして、アメリカではフッ素入りの歯磨き、日本にはいっぱいあるでしょう、フッ素入り歯磨き。あれもどう言っているかという、こういうふうに言っているのです。そこに注意書きが書いてある。6歳以下の子供の手の届かないところへ置きなさいと。使わせないようにしようということです。こういうことまで言われている状況の中です。

さっき飲んで大丈夫だと言ったけれども、フッ素のさっきの同僚議員が言った試薬の問題、後で言いますが、まともなお医者さんが使う薬、フッ素のその予防薬、これどう書いてあるかという、使用上の注意として、飲み込まないようによく指導すること、飲み込むおそれのある幼児には使用しないこと、誤って飲用した、飲んだときは医師の診療を受けること、こういうふうに書いてある。そして、歯科医師の指導により使用することと、こうなっています。こういうものなのです、フッ素というのは。これ医療行為ではありませんかということ。

ですから、一言にして私甘過ぎると思います。もっと保護者の立場に立って、子供の立場に立って、この問題を認識をぜひしていただきたい。

幾つかを聞きましたが、ぜひその答弁をいただいて、最後の質疑でまとめにしたいと、こう思います。

○議長（梅澤雅廣君） 答弁を許します。

末武福祉保健部長。

○福祉保健部長（末武正義君） お答えいたします。

まず、費用についてのお話でしたが、先ほども実績の方をちょっと申し述べましたが、多く費用がかかっているのは、塗布の事業が大体1人2,700円かかっておりまして、そのうちの1,500円を補助しているわけですが、それは各歯医者さんで皆さんやっていたということですが、洗口そのものは大体1人年間二、三百円程度で、器具とか機材は別にしまして、薬剤費用だけではそんなことになっておるようでございます。

それから、WHOの1994年のお話でしたが、これは私どもは後段に、日本のようないわゆる虫歯予防のためにフッ素の応用が世界的な中でも低い国の日本の子供たちにとっては、フッ素洗口は今なお必要な手段と言えましょうというような、実はこれは先ほどの英訳の問題もあるというようなお話もございましたが、そういう訳であると聞いております。

それから、薬剤の取り扱いなのでございますが、多少従来の市町村でやっていた、学区によっては若干の違いがあるとは思いますが、それでもほとんど量の測定、あるいはそういう量をはかるようなことは一切お医者さんとか薬剤師さんがしておりまして、そしてできたものをかぎのかかる戸棚とか金庫に保管して管理をしていただきながら実施をしておるということですが、ちなみに小学校、中学校の生徒と園児では濃度が違いまして、いわゆる弗化ナトリウムでございますので、その2%水溶液で10ミリリットル、10ccでございますけれども、それでぶくぶくうがいをするのは小中学生、それから園児につきましては0.05%の水溶液でございますから、それを半分の5ccでぶくぶくうがいをしていただいているという、そんな状況でございます。

以上でございます。

○議長（梅澤雅廣君） 小杉邦男君。

○17番（小杉邦男君） 最後の質問であります、これまとめて聞きたいと思いますので。

今試薬の話が出ました。これ使用しているのは試薬だというのは、先ほど同僚議員からもちよつと声がかかりましたように、この試薬というのは本来の予防に使う薬ではないのです。この薬というのはどういう薬だかといいますと、試薬とは試験、研究の目的に使用されるもので、医薬品、食品、化粧品、家庭用品には使用できませんと、こういうものを今使っているのです。そして、医療医薬品として許可、承認を受けた商品ではありませんので、人間に対して使用した場合の安全性について、メーカーとして保証できません、これはメーカーが言っているのです。この試薬をつくったメーカーがこう言っています。こういうものを今使っているのです。害があるというのに、さらにこの試薬にこういう問題があると、二重事故の問題があると、こういうことをひとつ指摘をしておきます。

それから、最後のまとめとして全体的に聞きたい。それで、またもとへ返って答弁も重複するかわかりませんが、園児や学童の保護者へのフッ素洗口事業、説明案内をさっき私読み上げました。そして、これは事業ですよと、保健医療課の事業ですよと、こういうふうに明確に言っているわけだ。私は、改めてこの目的とその事業の根拠を明らかにしてもらいたい。これが1点。

そして、医療行為でないというのですがね。私は、どうしても医療行為だというふうに思います。そうでないというのだから、すれ違いになりますが、私は医療行為とすれば個々の保護者の判断に任せるべきだと、こう思います。そして、集団洗口は、やっぱり個人がやるかやらぬかは選択です。ある面では、小難しいことを言えば個人の権利です、こういうことだと思います。そうすれば、これを学校でこういう格好で押しつけるのは、やっぱりこれは保健医療課の教育現場への私は、小難しい言葉を使えば不当な介入だと、こう言っているのではないですか。これが1点。

それから、集団フッ素洗口が教育の一環だと、今度これこっちに聞かなければならぬ、一環と主張しているのだと思います。であれば、行政、保健医療課の方が集団実施を指導することは、これは間違っていると思います。そうではないですか。だから、私はこの指導の根拠をきちんと明らかにしてもらいたい。私は、この根拠が市として間違っていると思います。これだめであれば、正式に私に後で文書で回答を出してください。

2点目として、子供たちの虫歯の予防、これは私先ほども申し上げましたが、伝染病ではないのです。子どもたちの虫歯を減らすことが保健医療課の仕事だと、目的であれば、学校や幼稚園を利用して集団洗口、これはやっぱり教育の本来のあり方、さらに難しいことを言えば教育基本法、これにも触れるのではないですか、小難しく言えば。こういうふうに私は申し上げたい。ですから、フッ素洗口を推進するのなら、やっぱりきちんと歯科医に個々に園児を行かせると、生徒を行かせると、これが一番正しい方法、そういう指導をすべきだと思いますが、いかがですか。

それから最後に、私は集団フッ素洗口の目的、これを推進する、先ほど申した法的根拠が明らかになるまで、集団実施は延期することが当然ではないかと思います。ですから、その間、保護者への説明、案内文書にあるように全島の児童、それから園児への4月1日からの実施と、これをどういう法的な根拠があってやるのか、そのことについても聞かせてもらいたい。すぐできなかったら、きちんとした根拠を示す文書回答を私は求めていく。

それから最後に、両親分衆に聞きたい。まず、市長。このような私が指摘する問題をはらんでいる事業であります。慎重にやるべきだと考えますが、いかがでございますか。

あわせてあと一人の親分であります教育長にたしますが、学校現場でこのような児童の健康に大変に心配される状況の事業、このことをこちらが言うから軽々に取り入れていきますか、現場の責任が問われますよ。あなたの見解を求めて、答弁を聞いてから終わりにいたします。

○議長（梅澤雅廣君） 答弁を許します。

高野市長。

○市長（高野宏一郎君） それでは最後に、確かにいろんな議論があったことは確かで、10カ市町村のときもいろんな問題をはらみながら、地域、地域によって違ってきた歴史もあります。それも踏まえながら、聞きますといろんなことを配慮しながらやっていたと、ご本人が否定する、あるいは親御さんが否定するという場合には、わざと一緒になってやる、仲間外れにならないように何も入れない水で一緒にやるということもやっているようでございます。そういうことを十分ご説明しながら、今後推移させていきたいと思えます。

○議長（梅澤雅廣君） 渡邊教育長。

○教育長（渡邊剛忠君） お答えします。

議員がお話をされていますように、いろんな考え方とか説があることは承知しております。学校におきましては、これまでも健康上の一つの活動として行ってきたというふうに認識いたしております。

なお、いろいろと不安をお持ちの保護者の方もおられると思いますし、そういう方には不安のないように極力丁寧に説明をしてまいりたいということを考えております。

以上でございます。

○議長（梅澤雅廣君） いいですか。

○17番（小杉邦男君） はい、終わります。

○議長（梅澤雅廣君） 以上で小杉邦男君の緊急質問は終わりました。

次に、稲辺茂樹君の発言を許します。

稲辺茂樹君。

〔8番 稲辺茂樹君登壇〕

○8番（稲辺茂樹君） 子を持つ親の立場から、今回のフッ素洗口の実施にはいささかの疑問を感じまして、現在佐渡市では来年度から実施を予定しているフッ素洗口の説明会が行われている中、このフッ素洗口に対する危険性、そしてその説明会のあり方にいささかの疑問を抱き、この場で緊急質問をさせていただきます。

我が国では、多くの薬害事件をこれまでに経験してまいりました。サリドマイド、スモン病、そして近々の皆様ご承知の薬害では薬害エイズ問題と。国は、一市民の声に耳を傾けず、国策として進めていた結果、多くの国民がこの薬害に侵され、裁判の結果、国は敗訴し、一定の和解はなされているものの、今なおその薬害に侵され、苦しんでいる方々がいることも事実であります。

図らずもこの緊急質問がさきの小杉邦男議員と重なってしまったのは、私にとってこれからさせていただく質問と佐渡市の考え方の誤りを裏づけていける一つの題材とさせていただきました。

フッ素洗口とは、先ほどの小杉邦男議員の緊急質問にもあったとおり、弗化ナトリウムを水で薄め、それでうがいをするものであります。基本的にこのフッ素洗口は、1970年に新潟の小学校で始まりました。

これは、新潟大学歯学部の予防歯科の堀井欣一教授の提案により開始されたものであります。

今厚生労働省は、国民の健康づくり運動の指針として、健康日本21の歯の健康の部分で、弗化物のう蝕予防、つまり弗化物洗口を推進して、数値目標を策定して推進しております。しかし、このフッ素洗口に関しては、疑問を抱く多くの医師の声もあることも事実であります。

現在佐渡市で行われているフッ素洗口の実施に関する説明会において説明されている内容においては、そのフッ素の持つ毒性とそのリスクに対しては何ら説明されているものではありません。そして、その説明会に参加する保護者の数は、全校生徒の保護者の数の10%にも達していない、そんな説明でフッ素の洗口を進めていく佐渡市の姿はいかがなものだろうという疑問を抱きます。

確かにフッ素は、自然界にどこにでもある物質であります。しかし、フッ素洗口で使われるフッ素は弗化ナトリウムというもので、この弗化ナトリウムは胃の中に入ると弗化物及び……さらに毒性を増し、胃腸障害のみか麻痺、意識障害もあるとされている毒性の強いフッ素に変わるわけであります。

そして、国が安全基準と定めている2ミリグラムの安全基準の根拠はどこにあるかというと、1899年の論文のデータをもとにしたものが使われております。この国の定める安全基準、2mg/kgは、ポールドウィン博士によって自身の体を使い実証されたものでありますが、このときの実験データは世界の科学者が科学的根拠がないと認めているものであります。そして、今一番新しいフッ素に対する中毒の量は、国が定める基準の4分の1の量で中毒が発生するという説が強くなっております。つまり今行われようとしているフッ素洗口の量、これを一度コップの量を飲んだだけで中毒が発生してもおかしくないという量という説が強まりつつあります。

そして、WHOは、さっきも言ったとおり、6歳未満の弗化洗口は推進しないと強く定めております。そして、その反論として、先ほど部長がおっしゃったように、フッ素の日本人の摂取量が少ないということとを理由にして日本は進めておりますが、これは間違いでありまして、日本人のフッ素の摂取量は諸外国と同じ量を摂取しているというデータが既に実証されております。

安心、安全な佐渡島をつくるに当たり、佐渡市としては全力を挙げてこのフッ素の実施に対してその危険性を追及して、立ちどまるときは立ちどまり、よく考え、市民の理解を得た上で実施するべきだと強く願うところであります。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○議長（梅澤雅廣君） 続けてください。

○8番（稲辺茂樹君） 以上、今回の緊急質問は、その計画の実施内容、そして説明会の出席率、そして今後のフッ素洗口に対する対策と、佐渡市の対応にしっかりと島民の健康を考える立場での対応を期待しまして、1回目の質問を終わります。

○議長（梅澤雅廣君） 稲辺茂樹君の緊急質問に対する答弁を許します。

高野市長。

○市長（高野宏一郎君） フッ素洗口の必要性につきましては、さっき小杉議員にご説明いたしました。お尋ねのフッ素洗口の実施計画、あるいはそのやり方や安心感のある説明については、福祉保健部長に答弁させたいと思います。

○議長（梅澤雅廣君） 補足答弁を許します。

末武福祉保健部長。

○福祉保健部長（末武正義君） 補足答弁をさせていただきます。

まず、実施計画でございますが、現在来年度実施に向けて取り組んでおるわけですが、対象年齢は先ほど言いましたように保育園、幼稚園の園児、4歳児、5歳児からを計画しております。それから小学校1年生から中学3年生までということでございます。方法につきましては、先ほど小杉議員のところでも、濃度をご説明してございますので、よろしくお願いいたします。

19年度、準備のできた施設から漸次進めてまいりたいということの計画でございます。

現在の説明会の参加状況でございますけれども、9月から父兄の皆さん方に対して、地域に始まったばかりでございます。確かに慎重にやらなければいけないということは、当然そのとおりでございます。一回説明会をしてみまして、状況によっていろいろその後の補足対応もしていきながら進めたいと思っております。

以上でございます。

○議長（梅澤雅廣君） 稲辺茂樹君。

○8番（稲辺茂樹君） あと2回しかないので、ちょっと一遍にたくさんの質問をさせていただきます。

市長にまずお尋ねします。現在説明会の資料はいただいたわけですが、この説明会の資料の中にフッ素に対するいいことは、実施の内容については書かれているわけですが、フッ素の危険性について、いわゆるフッ素の濃度と量、回数、そして手順については書かれているわけですが、フッ素に対する危険性とそのリスクについて説明がないのはまずなぜか。これは、通常普通ですと物を売る場合、民間の方が車とかそういうものを売る場合は、自分のところの車はここが悪くてここがいいとかという売り方はしないわけで、いいところだけを説明するのが物売りのあり方だと思うのです。今回のこの保護者への説明会の資料を見ると、どうもそういう部分しか感じられない。あくまでもフッ素に対する安全性だけを、安全性も書かれていないわけですが、そういう部分も隠してフッ素洗口の効果と、そういうものだけを先行して説明していくと、この辺にインフォームド・コンセントという部分の市としての説明責任を果たしているかどうかということをもっと質問します。

続きまして、説明会を行って、この実施状況の中で保護者の参加状況がどうだったのかという説明が今いただけませんでしたので、これをもう一度説明していただいた後に、まず低いわけですよ、この参加者が。もうこれは、市でよくイベント等を開催しまして、いつも市のイベントは参加者が少なく、なかなか効果が見えないというのが常のような気がしますが、平日の夜という実施ですが、参加者が来れないと。そういう状況に対して、どういう対策をしていくのかということをお聞かせいただきたいと思いますし、その中でまたその説明はどういうふうなものをされていきたいのか、改善するお気持ちがあるのであれば、そういう意思について聞かせていただきたいと思います。

根底的にこのフッ化洗口に対する基本的な知識が、余りにも国の推進、県の推進の枠内による情報しか仕入れていないというのは、佐渡市側としてはいかなものかと。本当に島民の健康と安全と安心を考えると、あらゆるところから多くの情報を得て、その実施に当たっては効果とその費用を検討しながら実施するべきだと。ましてや我々の健康にかかわる問題でありますから、これは本当に重要な問題だと思います。その辺について、余りにもずさんで、余りにも軽々な計画の立て方です。現在実施している

ところと実施していないところがあるから、実施していないところもやると、そういう理由だけでは、これは認められないわけであります。

WHOも6歳未満の幼児に対しては絶対使うなと、これは英文でそういうふうになっています。日本語になるとそうではないのです。使わない方がいいとなっているのです。こういう国の、現在今まで薬害が発生した原因は国の厚生省にもうあるわけで、この辺は自治体としての選択権があるのであれば、自主的な対応と自主的な行動をとるべきだというふうに考えるわけであります。

そして、先ほど部長が答弁されたフッ素に対する安全基準の実証についても、これは全く根拠のないところで最低限の中毒量というものを定めているわけであります。これについて知り得たデータがあればこの場で御答弁いただきたいというふうに思いますし、フッ素洗口を行っていく上で、児童もしくは幼児の口に残るフッ素の量とその可能性はどうかについて、またお聞かせいただきたい。

そして、フッ素洗口を行う中では、実施している中では、う歯、虫歯の発生率が確かに減少している。しかし、そのフッ素洗口をやっているところが、同時に歯を磨くとかそういう歯のケアも実施しているわけですね。これは、フッ素だけの効果とは言い切れないわけです。その辺について明確に答弁すべきでありますし、そしてこの虫歯が減少したという数字だけでは、これは木を見て森を見ずということなるわけで、フッ素洗口をやった虫歯の発生率が下がりました。しかし、では歯がぼろぼろになる斑状歯の状況はどうか、それについて弗化ナトリウムを摂取することによって血圧が上がる、この状況はどうか、そういった面を何ら調査されていない。まさに木を見て森を見ず。これでは、フッ素洗口の本来の意味を達したとしても、健康という大きな意味は達していないのではないかという疑問を抱いてしまうわけです。

長くなりますので、まずはこの質問に対してお答えいただきたいと思います。

○議長（梅澤雅廣君） ちょっと途中でありますが、暫時休憩します。

午後 2時57分 休憩

午後 3時00分 再開

○議長（梅澤雅廣君） 再開します。

稲辺茂樹君の緊急質問に対する答弁を許します。

高野市長。

○市長（高野宏一郎君） 最初に、市長に質問のありました説明会でいいことしか書いていないという話についてご説明します。

具体的な学術的なことはよくわかりませんが、もうここまで来ると感覚だとか、不安でないとかという差になっているような気がいたします。それで、指示してあるのは、あれは今まで10カ市町村の中ではその地域、地域の特性や地域住民の方々の感覚や考え方に合わせて、地域によってはやる、やらない、それからもし子供さんたちがやらなければやらないように、あるいはそれによって子供さんたちが傷つかないように、きっちり分けてやるような指示が今までも行われてきたというふうに聞いております。

しかしながら、聞くところによりますと、かなりやってほしいという意見も多いように聞いております。そのところはこれからの説明会でよく地域の方々にご説明申し上げて、判断を地域の人たちにしていた

だくというのも大事ではないかというふうに考えております。

あとの件は部長に任せます。

○議長（梅澤雅廣君） 補足答弁を許します。

末武福祉保健部長。

○福祉保健部長（末武正義君） お答えいたします。

口の中に残量がどのくらいかというようなご質問もあったのですが……

〔何事か呼ぶ者あり〕

○福祉保健部長（末武正義君） 済みません。

現在2カ所、9月12日と19日、2会場、いずれも佐和田地区でございしますが、保護者の参加数は合計18名でございします。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○福祉保健部長（末武正義君） これは、学校区ごとでございしますので、12日につきましては双葉保育園、河原田保育園、八幡保育園、沢根保育園、二宮小学校ということでございしますし、それから9月19日についてでございしますが、河原田小学校、佐和田幼稚園、八幡小学校、沢根小学校、それぞれの学校数は把握しておりますが、トータルはしていないのですが、そんなところでございします。

この後説明会の検討等をしまして、さらに来年に向けて土曜日とか、あるいはPTA総会等にお邪魔するというふうな工夫も考えまして、再度推進の検討はさせていただきながら進めたいと思っております。

それから、佐和田地域の実施地域での各学校の歯科医さん等々の反省点の中では、フッ素洗口状況、何ら問題ないと聞いております。

○議長（梅澤雅廣君） 部長、答弁漏れ。

○福祉保健部長（末武正義君） パーセントで私残量を申し上げたのでございしますが、濃度等にもよります。小中学校の場合では0.9から1.35ミリぐらい、保育園の濃度では0.11から0.17ミリぐらい残量が残ると考えております。

以上であります。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○福祉保健部長（末武正義君） 危険の国際基準の量は、ちょっと資料、手元にただいまございませんで、よろしく願いいたします。

○議長（梅澤雅廣君） 稲辺茂樹君の3回目の質問を許します。

○8番（稲辺茂樹君） 事前にこの件について質問するという通告書をお渡ししたわけではありますが、この程度のものであります。

基本的な安全性というものは、市長、安全だと思いつつ、危険だと思つてレベルではないのです、これは。もう科学的実証がされているわけなのです。この辺は、しっかりとお間違えないうちにお考えいただきたいと思ひます。これは、既に生態的な実験も行われているわけなんです。その辺についての把握もされていない。今の答弁ではっきりしますよね。WHOは6歳未満は使うなと、アメリカでは既にフッ素入り歯磨きは、8歳未満には危険ですぞという注意書きをつけて販売しなければいけない現状になっている。片やアメリカの中でも、フッ素の水道化も進んでいる部分もあるが、片や急速にそれをやめようという動

きも働いているわけです。これは、つまり安全であるという意見と危ないという意見、これがぶつかり合っているわけです。ということは、リスクはないわけではないと考えるべきです。危うきは近寄らず、ましてや島民の健康に大きくかかわる重大な問題であるならば、なぜ佐渡市がこれを実施しなければならないか、大変疑問に思うところであります。

そして、説明会の実施状況も2日間やって18人、総計何人か言わなかったですけども、保護者の数。こんな状況で、説明をされたというわけではないのです。ただやればいいというものではないのです、これは。島民の健康、安心と安全、市長の公約ではないですか。よく考えて、情報をしっかりと開示し、保護者の説明に当たっていただきたい。確かに私も何十件も電話しました。今度フッ素洗口を実施するのですよと。お母さん方は、ああ、よかったとおっしゃいます。でも、フッ素って知っていますかと言うと、えっ、何ですかと。フッ素というのは、よく考えると毒性の高い危険のあるものなのですよという話をすると初めて、ああ、そうなのかと。それではよく考えなければいけないという声がほとんどなのです。これは、中途半端な説明会やっているからそういうふうに思うだけではないですか。しっかりとした説明会を行えば、こんな答えは返ってこないのです。

最後です。市長、今後の対応とフッ素洗口に関することは、よく調査をし、確かに保護者の選択という制度であります、情報が片寄っては何にもならないと思います。やめるのも今です。よく検討していただきたいと思います。最後に答弁いただきます。

○議長（梅澤雅廣君） 答弁を許します。

高野市長。

○市長（高野宏一郎君） 世の中には危険と安全というのは隣り合わせでありまして、しかしそれは徐々に住民が自分たちの判断で、情報できっちり判断できるというふうな社会になるのが一番いいと思っています。例えばレントゲン検査は非常に危険ですよ。しかしながら、それによって病原が見つかるということとで助かる人もいます。その選択は、徐々に、一斉という形でなくて、本人の判断でやっていくという形になっていくのだろうと。どんどん安全に近づいていくという形が一番いいのではないかと私は思っております。

それで、今回のフッ素の洗口についても、十分説明をし、あるいは書面で出席できない人のところにはお送りして、ご本人の判断でいつでも自由にやめたり、できたりするような状況をとる、もし住民の意識が大きく不安に傾くということであれば、それはやめるということにもつながると思います。そういう情報をとる意味でも、説明会に出始めたばかりでございますので、ご理解をお願いしたいと、こういうふうに思います。

○議長（梅澤雅廣君） 以上で稲辺茂樹君の緊急質問は終わりました。

これで緊急質問を終わります。

日程第1 （総務常任委員会付託案件）

議案第127号から議案第129号まで、議案第133号から議案第135号まで、議案第138号、継続審査中の平成17年請願第16号、陳情第4号及び継続審査中の陳情第1号

(市民厚生常任委員会付託案件)

議案第130号、議案第132号、議案第139号から議案第141号まで、議案第144号、議案第145号

(産業経済常任委員会付託案件)

継続審査中の請願第1号、継続審査中の請願第2号、継続審査中の請願第4号

(建設文教常任委員会付託案件)

議案第131号、議案第136号、議案第137号、議案第142号、議案第143号、議案第146号、議案第151号、請願第8号

(議員定数特別委員会付託案件)

継続審査中の陳情第2号

○議長（梅澤雅廣君） 日程第1、これより総務常任委員会に付託した案件について委員長の報告を求めます。

浜田総務常任委員長。

〔総務常任委員長 浜田正敏君登壇〕

○総務常任委員長（浜田正敏君） 委員会審査報告書。

本委員会に付託の事件は、審査の結果次のとおり決定したので、会議規則第102条、第134条及び第136条の規定に基づき報告します。

議案第127号 専決処分の承認を求めることについて（平成18年度佐渡市一般会計補正予算（第3号）について）。本案は、既定の予算に歳入歳出それぞれ6,577万6,000円を追加し、予算総額を460億9,275万5,000円とする予算の補正を行ったもので、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したものとあります。歳出においては、7月の梅雨前線の影響による集中豪雨で発生した災害復旧のため、公共土木施設災害復旧費で4,056万5,000円を、農林水産施設災害復旧費で2,521万1,000円をそれぞれ追加したものとあります。審査の結果、承認すべきものとして決定しました。

議案第128号 佐渡市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の制定について。本案は、地方自治法の一部改正により、同法第234条の3に規定する長期継続契約ができる対象に政令で定める契約を追加できることになったことに伴い、その範囲を定めるために新たに条例を制定するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第129号 佐渡市佐渡太鼓体験交流館の設置及び管理に関する条例の制定について。本案は、地域の芸能及び伝統文化を伝承して活用することにより、都市との交流を促進し、地域の振興を図ることを目的とした体験・滞在型観光をさらに推進するため、佐渡太鼓体験交流館の設置及び管理に必要な条例を制定するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第133号 佐渡市消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。議案第134号 佐渡市消防団設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。以上2議案は、消防組織法の一部を改正する法律が平成18年6月14日に施行されたことに伴い、関係条例の一部を改正するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第135号 財産の取得について。本案は、消防本部庁舎及び防災センター建設用地を取得するため、八幡地内の面積1万284平方メートル余りの土地を取得するもので、佐渡市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第138号 平成18年度佐渡市一般会計補正予算（第4号）について。本予算案は、既定の予算に歳入歳出それぞれ12億3,562万3,000円を追加し、予算規模を473億2,837万8,000円とするものであります。主な内容は、7月の集中豪雨で発生した災害復旧費と職員異動等による人件費であります。また、総務費では、平成17年度決算剰余金の2分の1を後年度の円滑な財政運営のために、財政調整基金に1億8,847万8,000円を積み立て、衛生費では、病院事業会計への負担金・出資金等で1億6,876万3,000円を追加するものであります。目的別の主な構成状況は、総務費4億4,320万4,000円の増、衛生費1億3,963万9,000円の増、農林水産業費5,988万4,000円の減、災害復旧費4億9,117万9,000円の増、その他であり、その充当財源としては、地方交付税2億609万1,000円の増、国庫支出金2億367万3,000円の増、県支出金1億7,537万1,000円の増、市債1億8,860万円の増、その他となっております。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

陳情第4号 「集配局の廃止再編計画に反対する意見書」採択に関する陳情。本陳情は、日本郵政公社が2007年10月の完全民営化を前に全国1,048の集配局を無集配局とする採算性を重視した再編合理化計画は、佐渡島の実情から集配業務の集約化による郵便物の遅配、島内発郵便物の遅れが必至であります、また、郵便局機能の縮小は、郵便局員や家族の減少にもつながり、地域経済に与える打撃は極めて大きく、地域の過疎化はもちろん、地域破壊につながることも懸念されることから、地域住民の合意と納得を得ない集配局の廃止再編は行わないこと、また、離島の特殊性にかんがみ、郵便局を維持し、現在の集配局機能を存続するよう、意見書の提出を求めるものであります。審査の結果、採択すべきものとして決定しました。

継続審査中の平成17年請願第16号 個人所得課税における各種控除の安易な縮小を行わないことを求める請願。本請願は、審査の結果、なお引き続き審査を必要とするので、閉会中の継続審査とすべきものとして決定しました。

継続審査中の陳情第1号 地方切り捨てをせず、住民の安全と安心を守る公的機関の役割を重視し、住民のサービス向上を求める陳情。本陳情は、審査の結果、なお引き続き審査を必要とするので、閉会中の継続審査とすべきものとして決定しました。

○議長（梅澤雅廣君） これより質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、肥田利夫君の発言を許します。

肥田利夫君。

○55番（肥田利夫君） 議案第138号 平成18年度佐渡市一般会計補正予算（第4号）についてお伺いをいたします。

実は、9月の14日付で一回通告をした、そのことについて所管の委員会、いわゆる総務委員会でどのような審査をされたのかということが一番お聞きをしたいわけでございます。今の委員長の報告では、審査をした結果だと思いますが、すべて原案どおりという報告でございました。私はそれらを受けて、さて、

どうであったのかなと思っておりました。それで、質疑通告書を出したわけですが、今回。

それに対して、この前のやつだと思いますが、質疑通告回答内容というものをもらっております。委員長からきのうもらいました。さて、これを読んでみますと、目黒町財産区、一体佐渡市はこれをどう考えているのだろうかということです。この回答内容を読んでみますと、当財産区は議会制をとっております。佐渡市で当財産区はというのは、どういう意味なのでしょう。当財産区というのが2カ所ございますよね。

そうかと思うと、その後へいって、当委員会において審査する過程でと、みんな「当」ですね、総務委員会。これは、どういうふうに解釈をしたらよろしいのかなと。

そして、目黒町財産区特別会計でも減額していることを確認しましたと、これ私は目黒町財産区の特別会計が間違っておるとかどうとか、その内容を確認してくださいという質問をした覚えはございません。

さて、最後へいって、なお佐渡市目黒町財産区特別会計については、条例と予算提案のあり方について今後前向きに検討し、整合性を保つように一層努力したいと執行部より報告がありましたという回答内容でございます。どういう執行部からの内容のものがあったのでしょうか。

それと同時に、この問題を提起をしたのは、ことしの3月でございます。半年たっております。今後前向きにというのは、半年間何をしておったのかなという執行部の態度にも極めて重大な疑問を持たざるを得ません。その辺のことは、総務委員会でどのように審査をされてきたのか、お聞かせをいただきたいと思います。

○議長（梅澤雅廣君） 答弁を許します。

浜田総務委員長。

○総務常任委員長（浜田正敏君） それでは、肥田議員の質疑通告に伴う……先ほど内容についてお渡ししてあるということを議員申し上げましたが、委員会としては、一応これを読み上げて最初の答弁にさせていただきます。

地方自治法第294条第3項の規定により、地方公共団体は財産区の収入及び支出については会計を分別しなければならないとしており、佐渡市特別会計条例第1条で目黒町財産区特別会計を設置している。ただし、当財産区は議会制を採用しており、予算の議決は目黒町財産区議会において議決されている。今回の補正に当たっては、当財産区議員の選挙に関する経費について一般会計の当初予算で繰入金として計上した選挙経費については実施されないということで、それぞれの会計において同額を減額するものです。当委員会においては、審査する過程で平成18年7月28日付目財第1号により、7月28日に行われた目黒町財産区議会において議決された補正予算で、一般会計で減額しようとする同額を目黒町財産区特別会計でも減額していることを確認しました。なお、佐渡市特別会計条例での目黒町財産区特別会計設置条文と一般会計との関係については、今後再検討することで執行部より報告がありましたことをもって委員会では了といたしましたということです。

〔「議長、私の答弁に答えていないから、私は3回しか立てないんだから、正確に答えさせてください。答弁になっていないです」と呼ぶ者あり〕

○議長（梅澤雅廣君） 浜田君、今の質問と答弁とが少しずれておるように思いますから、的確に答えてあげてください。

どうぞ。

○総務常任委員長（浜田正敏君） 9月14日付の肥田議員の質問は、平成18年度佐渡市一般会計補正予算について、歳入の19款1項目、目黒町財産区特別会計繰入金マイナスの114万があるが、繰り出すべき目黒町財産区特別会計がない。佐渡市特別会計条文に違反とならないかということでありまして、これにつきましては執行部からの……

〔「休憩」「休憩をもらえ」と呼ぶ者あり〕

○総務常任委員長（浜田正敏君） では、議長、ちょっと休憩をさせてください。

○議長（梅澤雅廣君） 暫時休憩します。

午後 3時30分 休憩

午後 3時37分 再開

○議長（梅澤雅廣君） 再開いたします。

浜田総務委員長の答弁を求めます。

○総務常任委員長（浜田正敏君） 先ほどの「当財産区」につきましては、「目黒町財産区」と訂正をさせていただきたいと思います。それから、「当委員会」は「総務委員会」でございます。訂正をお願いいたします。済みません。

それから、3月議会からとのことですが、6月議会においても、もちろんこのことについても審査をいたしました。そして、今回の審査で、先ほど申し上げました執行部から今後前向きに検討し、整合性を保つように一層努力したいという報告があったので、これをもって了としたいということであります。

〔「議長、まだだ。答弁の内容が違うって」と呼ぶ者あり〕

○議長（梅澤雅廣君） 肥田議員にお願い申し上げます。

2回目に重ねてやっていただけませんか。2回目です。

〔「3回しか立てないんだから、だめだよ」と呼ぶ者あり〕

○議長（梅澤雅廣君） 暫時休憩します。

午後 3時39分 休憩

午後 4時00分 再開

○議長（梅澤雅廣君） 再開します。

浜田総務委員長の答弁を求めます。

○総務常任委員長（浜田正敏君） それでは、先ほどの「当財産区」のところから、もう一回説明をいたします。

「当財産区」と「当委員会」については、これはミスでございまして、「目黒町財産区」と「総務委員会」というふうに訂正をさせていただきたいと思います。

それから、先ほどの現在の条例についてはいかがなのかということについては、執行部としては一応これでも問題はないという見解では来たわけですが、今後はその条例等についてもっとわかりやすく理解を得られるようなものを検討したいので、時間をもうちょっとかせていただきたいということで、委員会と

しては了としたということをお願いいたします。

○議長（梅澤雅廣君） 肥田利夫君の2回目の質疑を許します。

○55番（肥田利夫君） 「当」という言葉は間違いであったというのですが、なぜこんなにも簡単に間違いがあったのか。委員の方々15名おりますよね。どういう観点でどういう審査をして、こんな日本語を使ったのか、まずそのことと、それから先ほど言いました最初に私が提起をしてから半年たっておる。半年後の今日、まだ確たるものが出てこない。条例改正をと、どの条例のどの部分をどう改正をしようとしておるのか、その辺をもうちょっとわかりやすく説明してください。

○議長（梅澤雅廣君） 答弁を許します。

浜田総務委員長。

○総務常任委員長（浜田正敏君） 最初の「当」につきましては、全く私のミスでございます。まとめに当たりまして、これは単純に間違いだというふうに理解していただければありがたいと思います。

なお、6月にも審査をし、そして肥田さんにも再三言われまして、この9月に執行部から先ほど説明した設置条例についてのもっと明快なわかるものをとということまで来たということで理解をしていただければありがたいのですけれども。

〔「特別会計」と呼ぶ者あり〕

○総務常任委員長（浜田正敏君） 特別会計です。

○議長（梅澤雅廣君） 3回目の質疑を許します。

肥田利夫君。

○55番（肥田利夫君） これ「当」ということが間違いだったという、もちろん間違いです。いいですか。目黒町財産区、ほかにも財産区いっぱいありますが、委員長、いいですか。この財産区の管理者はだれか、わかっていますよね。佐渡市長、高野宏一郎です。そして、佐渡市の会計も佐渡市長です。平べったく俗っぽい言い方をすると、右の手と左の手に佐渡市も財産区も持っておるのです。だから、そこで勘違いをすると、当ということが両方に出てくるのだ。人格の全然違うものを1人の人が右の手と左の手に持っておるから、当という表現が出てくるのだと私は推測をしております。違ったら違うというように答えてください。明快にわかりやすく説明をいただきたい。

それから、特別会計条例をわかりやすくという、どうするとわかりやすいのですか、本当はもうちょっとここまで来ると突っ込んだ答弁をいただきたいと思います。私は、以前にも言いました。財産区の設置条例があります。そのときに、畑野町には財産区いっぱいあるのです。議会制をとっておるところが4カ所。さて、畑野町で二つしか財産区の設置条例が今までにありませんでした。あとのものを追加をして設置条例をつくりました。そして、特別会計を設置をする、あのときは特別会計設置条例の一部改正の条例でしたね。いいですか。そのときに、前の財産区の設置条例で上げたものをそのまま特別会計の設置条例のところへ持ってきたことに、ややもすると間違いがありはしないかなと私が推測をしたのです。議会を設置をしている財産区には、佐渡市に特別会計を設置をする必要はないのではないかなと、これ私の判断です。ところが、佐渡市にも特別会計条例をつくったから、つくった以上は面倒でもこれを載せてもらわなければならない。そうしないと条例違反になるおそれがあるのではないですかと私は聞いておるのです。

そういうことで、ここまでずっとさかのぼって詳しく言いました。委員長、それについて委員会の審査

等を踏まえて、明快なご答弁をお願いします。それで終わります。

○議長（梅澤雅廣君） 答弁を許します。

浜田総務委員長。

○総務常任委員長（浜田正敏君） それでは、財産区のあり方についても、再三審査の折には審査をされておるのですけれども、これなかなか前には進んでいない難しい問題であるという、そういうふうな状況であります。

それから、執行部からの特別会計についてはという先ほどの条例と予算のあり方について、今後もっとわかりやすいように検討するために時間をいただきたいということでしたわけなので、もう少し時間をいただきたいと思います。

それで終わります。

○議長（梅澤雅廣君） 討論の通告がありませんので、これより総務常任委員会に付託した案件のうち、議案第138号を除く案件について採決いたします。

本案は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（梅澤雅廣君） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、総務常任委員会に付託した案件のうち、議案第138号について採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（梅澤雅廣君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、市民厚生常任委員会に付託した案件について委員長の報告を求めます。

根岸市民厚生常任委員長。

〔市民厚生常任委員長 根岸勇雄君登壇〕

○市民厚生常任委員長（根岸勇雄君） 委員会審査報告書。

本委員会に付託の事件は、審査の結果次のとおり決定したので、会議規則第102条の規定に基づき報告します。

議案第130号 佐渡市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、健康保険法等の一部を改正する法律の公布に伴い、70歳以上の被保険者で一定以上の所得を有する者について、本年10月1日から療養給付に係る一部負担金の割合を現行の2割から3割に引き上げるとともに、出産育児一時金について、少子化対策等から現行の30万円を35万円に引き上げるものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第132号 佐渡市立病院運営委員会条例の制定について。本案は、新たな運営委員会を設置し、二つの市立病院の運営及び経営の合理化について市長の諮問により審議するため必要な条例を制定するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第139号 平成18年度佐渡市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について。本案は、健康保

険法等の一部を改正する法律の公布に伴い、歳入歳出それぞれ3億9,716万円を追加し、予算総額を68億5,732万円とするものであります。歳入予算の補正は、療養給付費等交付金が6,916万7,000円の増額、共同事業交付金が3億3,422万9,000円の増額等であり、歳出予算の補正は共同事業拠出金が3億2,578万1,000円の増額、諸支出金が5,766万9,000円の増額等であります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第140号 平成18年度佐渡市老人保健特別会計補正予算（第3号）について。本案は、歳入歳出それぞれ101万8,000円を追加し、予算総額を94億3,614万6,000円とするものであります。歳入予算の補正は、繰入金金が101万8,000円の増額であり、歳出予算の補正は、職員の異動等により総務費が101万8,000円の増額であります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第141号 平成18年度佐渡市介護保険特別会計補正予算（第1号）について。本案は、歳入歳出それぞれ1億279万7,000円を追加し、予算総額を56億849万7,000円とするものであります。歳入予算の補正は、繰入金金が2,500万円の減額、繰越金が1億2,779万7,000円の増額であり、歳出予算の補正は基金積立金が3,530万円の増額、諸支出金が7,040万9,000円の増額等であります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第144号 平成18年度佐渡市歌代の里特別会計補正予算（第1号）について。本案は、歳入歳出それぞれ150万9,000円を追加し、予算総額を4億4,850万9,000円とするものであります。歳入予算の補正は、繰越金が855万2,000円の増額、繰入金金が704万3,000円の減額であり、歳出予算の補正は、介護予防サービスが本年4月1日から施行されたこと及び職員の異動等に伴い、施設費が150万9,000円の増額であります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第145号 平成18年度佐渡市病院事業会計補正予算（第1号）について。本案は、収益的支出において、職員の異動等に伴い、人件費3,069万6,000円を減額補正し、収益的支出の予算総額を32億4,795万8,000円とするものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

以上であります。

○議長（梅澤雅廣君） 質疑及び討論の通告がありませんので、これより市民厚生常任委員会に付託した案件について採決いたします。

本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（梅澤雅廣君） 異議なしと認めます。

よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、産業経済常任委員会に付託した案件について委員長の報告を求めます。

近藤産業経済常任委員長。

〔産業経済常任委員長 近藤和義君登壇〕

○産業経済常任委員長（近藤和義君） 委員会審査報告書。

本委員会に付託の事件は、審査の結果次のとおり決定したので、会議規則第134条の規定に基づき報告します。

継続審査中の請願第1号 関税引き下げとミニマム・アクセス米の拡大を許さず、食料自給率向上と地

域農業の振興を求める請願。本請願は、審査の結果、なお引き続き審査を必要とするので、閉会中の継続審査とすべきものとして決定しました。

継続審査中の請願第2号 「品目横断的経営安定対策」にかかわる請願。本請願は、審査の結果、なお引き続き審査を必要とするので、閉会中の継続審査とすべきものとして決定しました。

以上であります。

継続審査中の請願第4号 「品目横断的経営安定対策」にかかわる請願。本請願は、審査の結果、なお引き続き審査を必要とするので、閉会中の継続審査とすべきものとして決定しました。

以上です。

○議長（梅澤雅廣君） 質疑及び討論の通告がありませんので、これより産業経済常任委員会に付託した案件について採決いたします。

本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（梅澤雅廣君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、建設文教常任委員会に付託した案件について委員長の報告を求めます。

臼木建設文教常任委員長。

〔建設文教常任委員長 臼木 優君登壇〕

○建設文教常任委員長（臼木 優君） 委員会審査報告書。

本委員会に付託の事件は、審査の結果次のとおり決定したので、会議規則第102条及び第134条の規定に基づき報告します。

議案第131号 佐渡市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、野高屋住宅建設工事の竣工に伴い、同住宅及び駐車場を平成18年10月1日から管理を開始するため、条例の改正をするものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第136号 新たに生じた土地の確認について（住吉地内）。議案第137号 字の変更について（住吉地内）。以上2議案は、新潟県が海岸侵蝕対策事業（ふるさと海岸整備モデル事業）により施行した海岸護岸用地、及び佐渡市単独事業により施行した道路用地の造成工事が完了し、県知事の竣功認可を得たことから、地方自治法の規定により新たに生じた土地の確認及び字の区域の変更について、議会の議決を求めるものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第142号 平成18年度佐渡市簡易水道特別会計補正予算（第1号）について。本案は、既定の歳入歳出予算にそれぞれ6,460万4,000円を追加し、予算総額を21億7,640万4,000円とするものであります。その主な内容は、歳入で国庫支出金を3,000万円、繰越金を2,745万6,000円、諸収入を1,923万4,000円それぞれ増額し、市債を1,650万円減額するものです。歳出では、建設改良費を8,011万4,000円増額し、職員の異動等により人件費を1,568万6,000円減額するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第143号 平成18年度佐渡市下水道特別会計補正予算（第1号）について。本案は、既定の歳入歳出予算をそれぞれ3,051万円減額し、予算総額を61億4,479万円とするものであります。その主な内容は、

歳入では一般会計繰入金を3,321万円減額し、繰越金を270万円増額するものです。歳出では、職員の異動等により人件費を3,321万円減額するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第146号 平成18年度佐渡市水道事業会計補正予算（第2号）について。本案は、収益的収入及び支出について、支出の既決予定額を1,769万8,000円減額し、支出総額を10億9,278万7,000円に、資本的収入及び支出について、収入の既決予定額を1,700万円増額し、収入総額を12億7,675万1,000円に、支出の既決予定額を76万7,000円減額し、支出総額を20億1,116万7,000円とするものであります。その主な内容は、資本的収入では老朽管更新事業に伴い一般会計からの出資金を1,700万円増額し、収益的支出では職員の異動等により人件費を1,846万5,000円減額するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第151号 佐渡市立学校設置条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、平成19年4月から馬首小学校を加茂小学校へ、岩首小学校及び片野尾小学校を野浦小学校へ統合するため、条例の改正をするものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

請願第8号 公立高校と私立高校の学費と教育条件の格差解消をめざし私立高校の公費（私学助成）増額を求める意見書提出に関する請願。本請願は、生徒が公立・私立を問わず自由に学校を選択できるよう、学費と教育条件の公私格差解消を図るために、私立高校への公費助成を増額するよう、国・県に対し意見書の提出を求めるものであります。審査の結果、採択すべきものとして決定しました。

以上です。

○議長（梅澤雅廣君） 質疑及び討論の通告がありませんので、これより建設文教常任委員会に付託した案件について採決をいたします。

本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（梅澤雅廣君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議員定数特別委員会に付託、継続審査中の陳情第2号について委員長の報告を求めます。

金田議員定数特別委員長。

〔議員定数特別委員長 金田淳一君登壇〕

○議員定数特別委員長（金田淳一君） 委員会審査報告書。

本委員会に付託の事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第136条の規定に基づき報告します。

継続審査中の平成18年陳情第2号 佐渡市議会「特例任期見直し」についての陳情。本陳情は、合併時の混乱を避けるとともに均衡ある市政を目指すなどの理由から議員定数60人の定数特例を適用したが、その後の長引く不況、人口減少など社会情勢は激変し、合併当初の新市建設計画は大幅な見直しを余儀なくされる中、類似団体の適正職員数への是正、また行財政改革を求めている議会に対し、自らの特例任期を見直し、議会解散、定数は正の協議を求めるものであります。審査の結果、議員定数及び任期については、佐渡市町村合併協議会の議決に基づくものであり、全国においても定数特例を適用した議会の解散は今の

ところ例がないなどの理由により賛成少数で不採択とすべきものとして決定しました。

○議長（梅澤雅廣君） ただいまの委員長報告に対する質疑の通告はありません。

質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論の通告がありますので、発言を許します。

近藤和義君。

〔45番 近藤和義君登壇〕

○45番（近藤和義君） 自由民主党・市政会幹事長の近藤和義であります。陳情第2号 佐渡市議会「特例任期見直し」についての陳情に対する委員長報告に反対の立場での討論をいたします。

去る5月16日に沢根の安藤卓也氏より提出されたこの陳情は、議会は大所帯ゆえの弊害ばかりが目立つので、自らの定数を削減し、究極の行政改革を身をもって実行すべきとし、平成20年4月までの特例任期を短縮するための委員会設置を要望しているものであります。

急変する社会情勢の中で、合併当初見込まれた新市建設計画も、平成17年から21年の向こう5年間で、予定した934億円に対し512億円と、約半分に近い423億円に縮減され、平成21年以降は合併に伴う交付金、補助金のすべてが終了し、その交付が皆無となります。加えて島民の暮らしに直結する原油の高騰や高齢者の命の綱である緊急通報システム等生活関連予算の削減の真っ最中に、議員だけが定数特例で法定数の約2倍の58名のまま4年間の任期を全うしたいなどは、まさに論外であります。7万都市の類似団体の中で全国最高額である年間3億8,000万円もの議会費の浪費を廃し、直面する難関を乗り越え得る少数精鋭の議会を一刻も早く実現すべきであります。

また、陳情者より指摘の大所帯ゆえの弊害が顕著であり、3月、6月定例会に引き続いて、昨日も決算委員長及び副委員長人事をめぐって本日未明の2時30分まで議会が空転をし、貴重な時間と議会費を浪費しております。これは、去る22日に各派代表者会議で全会一致で決定され、確認された事項を最大会派の新生クラブだけが一方的に破棄をし、数を頼りに道理に合わない行動を繰り返した結果であります。議会内ポスト獲得のみに数の力を背景によこしまに奔走するような議会には、大きな疑問を持つものであり、早期に解散をすべきで、まさに陳情者の指摘そのものであります。既に定数特例による議会構成の論点も崩壊をし、限界は明らかであります。したがって、この議会解散を求める陳情は、極めて正当なものであり、市民の総意と判断をいたしております。

私は、議員定数特別委員会のメンバーであります。過去7回開催された委員会の中で、この正論を懸命に訴えてまいりましたが、反対10、賛成4で不採択になってしまいました。本日は、前回の6月定例会での我々の会派所属の同僚議員から提出の解散動議に引き続いて、議員諸氏に委員会の多数意見に対し再検討し、早期解散をするように促すものであります。

現在の58名の議員では、財政的に最大の難局にある佐渡市を担える議会とは到底思えません。加えて混乱した異常な議会の状態を一刻も早く解消し、議会本来の市民のための正常な姿に修正するには、即時解散をし、市民の意思を問うて出直す以外にその手段はない、このように確信しております。したがって、本心からこの議会の解散を求める陳情に賛成をするものであり、良識ある議員諸氏の賛同をお願いし、委員長報告に反対の立場での討論といたします。

以上であります。(拍手)

○議長(梅澤雅廣君) 以上で討論を終結いたします。

これより継続審査中の陳情第2号について採決いたします。

〔「議長、投票だ」と呼ぶ者あり〕

○議長(梅澤雅廣君) 投票を求める声がありましたので、会議規則第71条の規定により、本陳情の採決は無記名投票により行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○議長(梅澤雅廣君) 静粛に。

〔議場閉鎖〕

○議長(梅澤雅廣君) ただいまの出席議員数は56名であります。

投票用紙を配付させます。

〔投票用紙配付〕

○議長(梅澤雅廣君) 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(梅澤雅廣君) 配付漏れなしと認めます。

会議時間の延長

○議長(梅澤雅廣君) 会議の途中でありますが、本日の会議時間は、議事の都合により、あらかじめこれを延長いたします。

○議長(梅澤雅廣君) 投票箱を改めさせます。

〔投票箱点検〕

○議長(梅澤雅廣君) 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。本陳情を採択することに賛成の諸君は賛成と、陳情を採択することに反対の諸君は反対と記入の上、議席順に投票願います。もう一度繰り返します……

〔何事か呼ぶ者あり〕

○議長(梅澤雅廣君) おわかりですか。これは、委員長報告が不採択なのです。ですから、陳情に対して賛成は賛成、反対は反対と、こういうことになります。もう一度お調べください。

もう一度申し上げます。いいですか、間違わないでください。本陳情を採択することに賛成の諸君は賛成、反対の諸君は反対と記入の上、議席順に投票を願います。

なお、重ねて申し上げます。投票中、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は、会議規則第72条第2項の規定により、否とみなします。

〔「議長、議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長(梅澤雅廣君) 竹内道廣君。

○50番(竹内道廣君) 委員長報告に対する賛否を私は先に書いてしまった。これ他事記載になるから、投

票用紙を配り直してくれ。

○議長（梅澤雅廣君） 申し上げます。

わかりやすく言えば、「 $1 + 2 \overset{\text{は}}{=} 3$ 」のあの「 $\overset{\text{は}}{=}$ 」、あれで消してください。

なお、もう一度重ねて申し上げます。投票中、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は、会議規則第72条第2項の規定により、否とみなします。

それでは、議席番号1番から順次投票願います。

〔投票〕

○議長（梅澤雅廣君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（梅澤雅廣君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○議長（梅澤雅廣君） 開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、開票立会人に10番、白木優君及び43番、根岸勇雄君を指名いたします。両君の立ち会いをお願いいたします。

〔開票〕

○議長（梅澤雅廣君） 投票の結果を報告いたします。

投票総数55票、これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。

そのうち、賛成 14票

反対 41票

以上のとおり反対が多数であります。

よって、本案は委員長の報告のとおり不採択とされました。

日程第2 議員定数特別委員会最終報告

○議長（梅澤雅廣君） 日程第2、会議規則第102条の規定により、議員定数特別委員長の報告を求めます。

金田議員定数特別委員長。

〔議員定数特別委員長 金田淳一君登壇〕

○議員定数特別委員長（金田淳一君） 委員会審査報告書。

本委員会に付託の事件は、調査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第102条の規定に基づき報告します。

佐渡市議会の議員定数に関すること。議員定数は28人とする。

当委員会は、平成18年3月定例会において「佐渡市議会の議員定数に関すること」を付託事項として議員発議で設置されました。その後市民から佐渡市議会「特例任期見直し」についての陳情が提出されたことにより、平成18年6月定例会において追加付託され、合計7回の委員会を開催しました。

委員会では、調査資料として、全国の人口5万から10万人の新設合併市における国勢調査人口、面積、

条例定数、議員 1 人当たりの国勢調査人口・面積や県内20市の動向及び全国の近年合併事例のない 6 万人自治体並びに類似団体の現状、あわせて都道府県議会制度研究会から示されている「議員の位置付けと定数」などにに基づき審議を開始しました。

当市は人口の減少に加え、少子高齢化が進行しているとともに、財政面においては類似団体中最下位であり、議会費の市財政への影響を考慮しながらも、地理的条件においては面積が類似団体中最大で、海岸線は約280キロメートルあり、その海岸線と中山間地には集落が点在し、多種多様の市民ニーズがあるという特性を有するとの共通の認識を持ち、慎重審議を重ねた結果、議員定数は28人とすべきものとして決定しました。

○議長（梅澤雅廣君） これより質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、通告順により順次発言を許します。

大澤祐治郎君。

○54番（大澤祐治郎君） それでは、第1回の質問に入ります。金田委員長あるいは委員の皆さんは、大変ご苦勞をいただきまして、その件に関しては次期……

〔何事か呼ぶ者あり〕

○54番（大澤祐治郎君） とにかくこういうことでもって、自ら襟を正すということで委員会を持っていたということには賛成をするものでありますが、私はこの定数特例を生んだ、実は生みの一員であります。当時158人の佐渡全体の議員、言うならば在任特例でやっていただきたいと、こういうことが圧倒的でありました。そして、私ら議長会、町村会で英知を絞ったその結果、158人で定数特例やったって4年間やれるわけではないので、要するに今現在の情勢を判断した上で、これはまた財政とも非常に密なるものがあるので、我々もひとつ襟を正そうということで、30人の定数を認めたわけであります。30人の定数が認められたわけでありますので、時あたかも定数特例が使えるということになりましたので、それでは158人の非常にご苦勞して、やめたくもなくてやめていった同志に対しての思いもあります。そういうことから定数特例を採択させていただきました。したがって、現状は条例上では30人、定数特例を使えるから60人という中で、我々全員が住民の皆さんの審判を仰いで、今日この末席を私も汚させていただきます。

その中で、自ら自分の首を洗ったり、あるいは差し出したり、大変なことでありますけれども、ぜひ議会諸君に私は心の中でお訴え申し上げたいのは、自ら本当に自分はこの議員としての資格がないというお考えをお持ちなのかどうか、自ら資格ないから潔く私はやめるというお考えをお持ちなのか。私は、これは条例たるもの、一たん決めたら、まさにこれは佐渡市の憲法と同じわけです。条例というものは、憲法に違反しない限り、その範疇においてはいろんなことを決めることのできる性格であります。したがって、私どもは次回からは30人という定数をはっきりうたって審判を仰ぎました。ところが、これを見ますと、住民ニーズだとか、世の中の流れだとか、これは我々の何ら責任ありません。市にしようとして、皆さんも高野泥舟に乗ったわけですから、これはだれに責任があるということでは、私はないと思うのです。むしろ自ら自分の資質、力量を尊重して、条例をきっちり守る、そして来るべき20年の解散期には堂々と、そのときに初めてこの定数がいいのか悪いのかということ判断すればいいのであって、私の後に加賀さんが虎視たんたんとして待っておりますので、くどくは言いませんが、要するにこの30人というものを、最初

に条例では定数をこうたっておるのだが、これでいいかどうかという審議をまず最初になぜやらなかったのか、そして28人でいいといった根拠、意見は割れたということを聞いております。しかし、委員長折衷案といいますか、委員長あっせん28人に決まったと、こういうことでありますが、まずもって条例に対する軽視だと、私はまずこれを言っておきたい。

続いて、これは私は実は午前中で事が終わると思ったものですから、うちへ帰りました。そして、委員会に参加にできるかと、傍聴できるかということをお電話で確認したら、非公開でありますので、傍聴はできませんという答えでありました。そういうことでありますから、議会ルールを守って、私は傍聴にも来ませんでしたが、翌日の新聞を見ましたら、非公開であって我々議員を排除して除斥をしておきながら、委員長は某紙の質問に対して、この本日の議決もないうちに、いや実は28人に決まったのだということをおっしゃっております。これは、まさに委員会の重大な非公式という意味を履き違えておる。そんなものも理解できない人が、この重大なそれぞれ58人いる皆さんの首切り介錯人をやろうなんていうこと自体が私はおかしいと思っている。それも大多数のいわゆるおごりからそういうことを、委員長は慢心しておって、委員長だから言うてもいいだろうと、あるいは過去の経験がないからうかつに言うたと言うかもしれないけれども、そういった人を首切り介錯人に選んだという、この実態。こういうことで佐渡市の議会が、それぞれが胸襟して立派な議会ができるかどうか、まさに疑心暗鬼の集合体だと、私はこう思っておりますし、これに対して委員長はどういう説明をするのか。まさに切腹、辞表ものですよ。大事な機密を漏らしたのですから。委員会の人たちは、どうぞ委員長、あなたが行って記者会見やってください、私は賛成ですよということを言ったのですか。言ったというなら、言ったという担保を見せてください。こういう軽率な委員長は、私は個人的には好きですけれども、これはまさに経験のない軽んじた解釈の生んだいわゆる現状だと、こう思っております。

それと、私が一番心配するのは、60人でも実は心配しました。言うならば東京都の、後で加賀さんが言いますが、23区の1.4倍から1.5倍の面積を持ったこの佐渡市に、やがて支所もなくなり、そういった中で住民のまさに気持ちを酌み取ったり、あるいは陳情に行ったり、そういう機関が、なくなるということは語弊がありますけれども、出張所はあるのですから。でも、従来のような機能は遠く及ばずということになってしまいます。それだけでも大きな住民サービス、ニーズというものを、私はこれで失うことになる、こう思います。したがって、こういうもろもろのことからいたしましても、この28というのを判断をしたという、委員会満場一致ではなかったわけですからね。ですから、7・3で分かれたのか、6・4で分かれたのかは別にして、まさにこの案に反対だという人がいたわけです。そして、それを委員長はどの程度審議をして詰めて、委員長職権に皆さんがいいということを認めたのか、それはわかりませんが、それもあわせてひとつご紹介をして、私に理解をさせていただきたいと、こう思って、まず第1回目の質問にかえさせていただきます。

○議長（梅澤雅廣君） 答弁を許します。

金田委員長。

○議員定数特別委員長（金田淳一君） それでは、大澤議員にお答えさせていただきます。

私たちの委員会では、まずこの定数については地方自治法により法定定数が人口により定められているということに着目しました。当市の人口は、平成18年9月現在6万8,000人であることから、法定定数は30人

までということに認められています。30人が上限という定数の区分の人口は、5万人から10万人未満と大変広い範囲の人口の区分でございます。佐渡市の人口は6万8,000人ですから、それを比例配分といいましか、そういうふうな考えでいきますと、大体法定定数とすると27人程度ではないかというふうに考えました。それに当市の広い面積、先ほど演壇で申し上げましたが、長い海岸線、点在する集落、多様な住民ニーズなどを考慮して、今回の定数は28人が妥当ではないかというふうに判断したわけでございます。

それから、中段のマスコミに関する件ですが、今回の最終回の委員会には、マスコミ関係、それから議員の方々にも傍聴はお断りをしました。それで、その条件として、会議が終わった後、私と副委員長でその会議の報告をいたしますということで報道機関には情報を提供いたしました。それが新聞やテレビに報道されたということだと思います。

30人ではなぜだめなのかという質問ですが、先ほど述べたとおり、本委員会は定数を人口を中心に考えたということで、30人ということになりますと10万人に近い都市というふうになります。実際10万人を超える人口を有している三条市や新発田市は、法定定数は34でございますが、条例の定数は30というふうになっております。全国の事例を見ても、法定定数より条例定数が下回っているのが大半でございますので、そういうふうに判断をさせていただきました。

以上です。

○議長（梅澤雅廣君） 大澤祐治郎君の2回目の質疑を許します。

○54番（大澤祐治郎君） 今NHKの解説員が解説するようなお答えをいただきましたけれども、私が意図として聞いていることに対して何ら答えていない。自ら法定で認められておる数を削って、1人当たり年間450万で、あなた2人やったって900万ですよ。4年間で幾らですか。それより30人という認められた定数で皆さんが知恵を出し合って、それを凌駕する結果を生めば、そんな投資は何ら住民に恥ずることはないでしょう。私はそれを申し上げたい。

それから、僻地あたりからますます出てきにくい状況を、あなたは比例案分なんていうような言葉を使っておりますが、そういうことは定数違反をすとか、地方自治法に違反するとか、そういうときにはそういったあなたのような解釈も先んじてやる必要があるでしょう。これ堂々と自治法で許された範囲に我々が定数を求めたところで何ら問題は私はないと思います。それから、よその町村はよその町村です。

それから、住民ニーズに代表される一つの、きょう陳情が否決されましたけれども、出ている安藤さんのお答えは、費用対効果を考えたら今の議員では、そこまで言われているのです。そんなに我々が、自ら費用対効果に落ちるほどの、いわゆるどうにもならぬ連中の集まりですか。自らそういったことは、やはりそこまで我々自身の今日の努力してきたことをさげすむということは、まさに議員としては愚の骨頂だと私は思っております。

そこで、あなたにもう一回お聞かせをいただきたいのは、マスコミに対する非公開を、委員長と副委員長が代表して答弁を求めるということについて、あなたの委員会ではそれでよろしいということをもし言ったとすればとんでもないことです。それは、委員会だけで通用することであって、非公開というものは、これはあくまでも非公開です。それから、あなたが結論を得て認められて、初めてそれはマスコミに、非公開にしたのであるならば、発表できるのであって、そういう許可は議会全体は絶対にあなたに与えておるわけではありません。それを拡大解釈してもらっては困ります。

それから、私はもう一度ひとつ念を押しておきたいのは、なぜ30人ではだめだと。一番肝心なことは、分水嶺は、法律解釈で私はいくべきだと思うのです。要するに6万以上、10万まではどうぞ30人で結構ですと言われているのを、あえて同胞を切って、そして能力のない、あるをだれが判断するのですか。だれが判断するのですか。この58人は、皆さん佐渡島民が判断して60人に生き残ってきた人たちなのです。それに対して、あなたはまさにそれを再試験をやったような答えを発表しておるのです。それは、あなたにこの58人のうち28人でいいなんて言われる委員長の報告は結構ですか、正しいですか、最後にはそういったことで採決をとるでしょうけれども、私は許された範囲の中で、これは法律に、我々は法律で生きておるのですから。法律を守らぬのは、これはいけませんけれども、あくまでも我々の生命は、住民の福祉、サービスとにかく努めながら法律を守ると、こういうことでありますから、自らそういう権利放棄は私はいかんと、こう思う。したがって、それについてもう一度お願いをいたします。

○議長（梅澤雅廣君） 答弁を許します。

金田委員長。

○議員定数特別委員長（金田淳一君） 答えさせていただきます。

30人ではなぜだめなのかということですが、先ほども申し上げましたとおり、私たちの委員会は人口を重視をしているということで、これから我が佐渡市は残念ながら人口減少に向かっていくということも考え合わせたことも踏まえて、2減が妥当であろうということ判断をいたしました。

それから、マスコミのことですが、マスコミについては委員会の結果について報告をするということでございまして、議会の決定で報告したわけではございません。

以上です。

○議長（梅澤雅廣君） 3回目の質疑を許します。

大澤祐治郎君。

○54番（大澤祐治郎君） まず、あなた方は委員会であくまでも決まったものが成案のようなことを言うておりますけれども、成案ではありませんよ。特別委員会に、あなた方に、その件に関して委嘱されただけ。

それと、もう一つは人口がどんどん減ってきておるから、それは人口が減る一因は市長と我々議員にあるのです。人口ふやす努力をせいと言ったって、市長やらぬでしょう。やる政策もないのだよ。それを与党の連中が賛成だ、賛成だと言っているのではないか。全くあなた、それは勘違いも甚だしいことを言っておる。

それから、本当にあなたのその委員会の中で、私はこういうことに関してこそ、これは満場一致に近い意見を出していただきたかった。ところが、6・4のような、7・3のような委員会で、大事な議員自らの言うならば責任とやりたいという夢と、それから生命を断ち切るような、そういう判断は、こう軽々に私は下してもらっては実は困る。本当は、12月まで持っていったっていいわけだ、この委員会は。なぜこういうことで、言うならば今期にこういう結論を出さざるを得なかったのか、それについて最後にお願いをして、通告をしておきませんが、そのぐらいのこと答えられぬあなたではないでしょう。

○議長（梅澤雅廣君） 答弁を許します。

金田委員長。

○議員定数特別委員長（金田淳一君） 答えいたします。

9月、きょうこの最終報告をさせていただいたのは、先ほど演壇で申し上げましたとおり、3月に議員発議で委員会を立ち上げました。既に半年間がたっております。その間に各委員の皆様方、慎重に議論を重ね、7回の委員会を開催しました。その途中にも皆さんそれぞれ頭の中で考えていただいたというふうに思います。

あと……

〔「記者会見と全会一致やったかと聞いておる」と呼ぶ者あり〕

○議員定数特別委員長（金田淳一君） はい。記者会見については、先ほども申し上げたとおりですが、私たちは委員会の報告として……

〔「非公開のものを委員会の報告として言っていないわけがない」と呼ぶ者あり〕

○議員定数特別委員長（金田淳一君） そうです。傍聴を制限したということで、マスコミの皆さんに報告を求められたので、報告をしました。議会の議員の皆さんの素直な意見、あるいはマスコミの方々がいることによってオーバーな意見等が出るおそれがあるということで、委員の皆さんにお諮りをし、そして委員の皆さんは委員長に任せるとことでしたので、私と副委員長と相談をいたしまして、傍聴については遠慮させていただくということでマスコミの皆様をお願いをし、その後、会議が終了後、説明をしたところでございます。

○議長（梅澤雅廣君） 次に、加賀博昭君の発言を許します。

加賀博昭君。

〔56番 加賀博昭君登壇〕

○56番（加賀博昭君） それでは、大澤議員のたださなかったことについて私がただしてまいります。

まず、佐渡の面積というのが、合併市町村の中で多いのか少ないのか。通常東京23区の1.4倍と言われておるのですが、それに対してどうだったのかということ。

それから、佐渡の深刻な状況の一つに限界集落という言葉があるのです。これは、1991年といいますから、これは平成3年のことでございますが、現在長野大学の教授である高知大学の名誉教授と言われる大野晃さんが、高知大学の教授時代に過疎高齢化進行の基準と、こういうものを発表したのがこれなのです。その内容を知っていますか。

それから、難しいことを私は聞かない。簡単なことを聞く。委員会は非公開にするということで、我々議員も入れないわけです。そこで、議会が議会の意思について他に発表するときは、議長を通じて発表しなければならぬということを知っていますか。もしそうだとすると、文書をもって、このような発表をしたいが、議長、ご了承がいただけるかという、最低それだけの手続をとらないと、外部に発表することはできないはずであります。そのことを承知の上で発表したのかどうか。

委員長は、委員長報告の中では、満場一致になったというような報告になっております。ところが、この後出てまいります、条例の提案にはこのとき審議を尽くしたはずの特別委員の名前は一つもありません。何でそういうふうになったのか。

まず第1回、余り言うとなんた答弁が困るだろうから、この辺でとどめておきますが、最も痛い質問をしておるはずですよ。どうぞ。

○議長（梅澤雅廣君） 答弁を許します。

金田委員長。

○議員定数特別委員長（金田淳一君） 加賀議員にお答えさせていただきます。

佐渡市の面積は、合併しているほかの市町村に比べると多い、広いというふうに認識をしております。

それから、限界集落という言葉は、ある程度の理解はございますが、その学者の先生のことは私は存じ上げません。

それから、文書を示して報告をしたのかということは、文書を示しての報告はしておりませんが、議長には委員会終了後、マスコミに対して取材を受けるという了承は受けております。

それから、発議者に私どもの名前が載っていないと、なぜかということでございますが、これは各派代表者会議の方で上げるということになりましたので、私たちの名前は載っておりません。

以上です。

○議長（梅澤雅廣君） 2回目の質疑を許します。

加賀博昭君。

○56番（加賀博昭君） 知らないというのだから教えてあげましょう。いいですか。限界集落というのはどういうことかといいますと、その集落における人口比、65歳以上が50%を占めたときは、もはや集落自治というのが行いにくくなると、その次に到達してくるのが超限界集落というのです。そして、その次に来るのが消滅集落という。あなたに聞いたって知ったものではないから、私が言いますけれども、旧国土庁、今の国土交通省ですよ。これが1999年に、平成11年になります。このときに全国の今の集落状況というものを見て調べた。その結果、2,000集落が消滅するという答えを出したのです、調査の結果。この基準で私が計算をすると、佐渡の集落は大体190がこの限界集落になっておるのです。いいですか。それから、統計上の行政区という計算でいきますと、大体710の行政区があると言われておる。それに対して98もの行政区が、まさにこの消滅集落になりつつあるのです。それは、何と数で言うか710に対して138という行政区が機能しない、消滅に追い込まれるということなのです。覚えておいてください。

そういうふうにして見てくれば、先ほど委員長が言いましたように、面積は広いわ、延長は長いわ、おまけに今私が申し上げたような困難さがあるということになれば、もはやそんな人口比だとか、財政比だとかということでははかり知れない佐渡の困難さがあるということに目覚めなければならない。

次に、大事なことを聞きます。あなたの言うておることがうそだから私が言うのです。あなたは、委員長報告には、さも全員一致が28人に賛成だということを書いておりますけれども、新聞報道で知る限りでは、30人がおり、28人がおり、26人がおり、こういうふうになっておるのです。私は、ここで一言注意を申し上げたい。その新聞報道、つまり記者会見でしゃべったことが事実だとすれば、この議場における市会議員の特別委員の諸君は何たるふがいなさか、市民はそう思いますよ。自分の意思もしっかり言わないで委員長報告を書かせておいて、記者会見では本当のことが露呈しておる。いいですか。

その次に、今度は委員長の責任を問うのです。あなたは、条例提案については、会派がやると言うたからそうしたのだと、こう言うておるのです。これも市民は知らないから、ああ、そうかなと聞くのです。そこで、私が本当のことを言わないとだめなのです。委員長報告では満場一致なのだが、さて、その中身、新聞報道によるとそうではないと、いろいろなご意見があったと。その連中が、どうして満場一致の委員長報告が書けるのか、そして条例提案ができるのかと言って責められて、私に責められて、とうとう特別

委員会のメンバーが発議できなくなって会派に譲ったのではないですか。この際、本当のことを市民に言うてください。

まずそこまでだな。

○議長（梅澤雅廣君） 答弁を許します。

金田委員長。

○議員定数特別委員長（金田淳一君） お答えします。

議論の中で、各委員の意見が28人、30人、それから26人から24人というふうに分かれたのは、最初の方からそれはずっと当然のごとく各個人個人のご意見でございまして、ありました。それで、集約をしていて、最終的に28人でまとまったということでございます。

それから、発議者ですが、これは各派代表者会議の方から、全員一致を見たのだから特別委員会の方から発議をした方がいいのではないかということがありましたが、そのお諮りをする中で、やはり納得をしにくい委員の方から発議者に賛成者となれないというふうな方が出始めてまいりましたので、各派代表者会議にご相談をしたところ、それでは各派代表者会議で発議をするというふうになったと、そのように理解しております。

○議長（梅澤雅廣君） 3回目の質疑を許します。

加賀博昭君。

○56番（加賀博昭君） 聞いておられる市民の皆さん、よくわかりいただけたと思うのです。いかにこの定数特別委員会がだらしないか、ふがいなさがあるかということ。つまり最初は、金田委員長が条例の提案者になって特別委員の諸君が賛成者になることになっておったと。ところが、そうではないのだということが明らかになって、その条例の提案者にはなれませんよという人が続々と出てきて、もはやその提案ができなくなって会派に戻したというのが本当でしょう。そうすると、君は第1回目の質問を訂正したわけだな。それをはっきり答えてください。これは、まさに政治生命がかかることなのです。

だからこそこの後私が討論に立ちますが、この議場の中では全員一致、28人でいいと言うたはずはないのだ。特別委員の中でも、ほぼ半数に近い人が28とは違う数字を言うておるはずだ。その人たちの良心に訴えて私がこの後討論をするつもりでございますけれども、少なくとも今度の特別委員会の審査の過程、議員に対する説明、不備だらけ。

おまけに最後に、これ議長もよく聞いておいてください。あなたも重大な責任がある。待てと。それは、記者会見やるということになれば、少なくとも文書をもってやれと。そうでないと、記者の聞き間違い、言い回しその他で誤解を生むおそれがあるのだと、だからこういう問題を公表するときは文書をもってやれということを指示しなければならない。終わってしまったことだから、やり方としてはおかしいよということとは言えても、今巻き戻すことはできない。しかし、審査の過程で、市民の皆さん方が聞いておるのですよ。これから私が限界集落の現状、そして議員の役割、私はけさから街頭演説をやっておる。その街頭演説を聞いた人は、こんな議会はさっさと解散させてしまえと、こう言っておる。それは、私は今の議会は決して、今の特別委員会の状況を私が質問の中で明らかにしておる幾つかをもってしても、市民の負託にこたえられるような立派な胸を張った100%の議会の姿を表現することはできない。だから、それならばこれは直ちに解散して、本来の姿、30人にした方がいいのだということを主張しておるわけです。

そこで、私は最後にお尋ねしておきますが、金田委員長は、私に幾つかの指摘をされておるわけです。委員長報告差しかえるということもやっておるわけです。私は、今そのことをあげつらえて言うつもりはないけれども、私のきょうの街頭演説を聞いた人はわかるでしょう。とにかく前代未聞の重大な失態という表現を使っておるのです。そのくらい重大な失態があつてここに到達したのだ。これからは、委員長の報告に対して、議会意思を確定するわけですから、それはそれでその決定を見るということになるわけだが、今私が前段申し上げた委員長報告の差しかえという重要なことをやらざるを得なかったという事実、この事実を認めるかどうか、この1点だけをお答え願いたい。

○議長（梅澤雅廣君） 答弁を許します。

金田委員長。

○議員定数特別委員長（金田淳一君） お答え申し上げます。

委員長報告の差しかえといいますか、文字の追加をさせていただきました。それは、陳情のところでは不採択をしたにもかかわらず、賛成少数という文字を入れるのを事務的にミスっておりました。そのことをせずに議場に配付してしまったものですから、再度議運の了解を得て、新たなものを議場に配付させていただきました。その点は、おわび申し上げます。

○議長（梅澤雅廣君） 以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議員定数特別委員会については、本日をもって廃止することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（梅澤雅廣君） 異議なしと認めます。

よつて、議員定数特別委員会は本日をもって廃止することに決しました。

ここで10分間休憩します。

午後 5時37分 休憩

午後 5時47分 再開

○議長（梅澤雅廣君） 再開いたします。

日程第3 発議案第14号

○議長（梅澤雅廣君） 日程第3、発議案第14号 佐渡市議会議員の定数を定める条例の制定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

猪股文彦君。

〔38番 猪股文彦君登壇〕

○38番（猪股文彦君）

発議案第14号

佐渡市議会議員の定数を定める条例の制定について

佐渡市議会議員の定数を定める条例を地方自治法第112条及び佐渡市議会会議規則第14条の規定により別紙のとおり提出する。

平成18年 9 月26日

提出者	佐渡市議会議員	猪 股 文 彦
賛成者	〃	葛 西 博 之
〃	〃	渡 邊 庚 二
〃	〃	竹 内 道 廣
〃	〃	小 杉 邦 男

佐渡市議会議員の定数を定める条例

佐渡市議会議員の定数は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第91条第1項の規定により28人とする。

附 則

この条例は、平成19年1月1日から施行し、その日以後初めてその期日を告示される一般選挙から適用する。

提案理由を若干申し上げます。本案は、先ほどご報告ありました議員定数特別委員会の審議経過と先ほどの最終結論が事実上満場一致との報告を踏まえ、特別委員会が解散されたということを受けて、各派代表者会議での決定を受け、地方自治法第91条第1項の規定により、佐渡市議会議員の定数を法定の上限より2名を減らし、28人と定めることの条例であります。よろしくご賛同のほどお願いいたします。

○議長（梅澤雅廣君） ただいまの発議案に対する質疑の通告はありませんので、質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、順次発言を許します。

加賀博昭君。

〔56番 加賀博昭君登壇〕

○56番（加賀博昭君） 先ほどの質疑でかなり具体的にしていまいりましたので、皆様方にはこれから加賀の討論を聞いて意思決定をしなければならぬと、こう思っておるだろうと思うのです。そこで、情熱を傾けて、そして市民の皆さん方からもテレビの向こうから応援をさせていただいて、何とか私の討論の筋で決定されるように祈りながら、これから討論を始めます。

発議案第14号 佐渡市議会議員の定数を定める条例の制定について、提案者に反対の立場で討論をいたします。

佐渡の面積は、委員長報告のとおり東京23区の1.4倍、あわせて延長はこの種の市には最も長い280キロメートル、これに対する公共交通機関は、市が約2億円を出して新交のバスを走らせておりますが、高齢化時代の交通機関としての役割は全く果たしておりません。一例を挙げるなら、真更川集落から両津夷に出てくるのに、バス代は2,000円かかります。回数が少ないから、お金だけでは利用ができないという状況にあります。議場の皆さんは、加賀の演説だと聞いておるだろうけれども、これをテレビで見られておる皆さん方は、本当にどうしてくれるのだと、こういう気持ちで聞いておるのです。

一方、集落の状況は、1991年、平成3年に高知大学の犬野晃教授が高齢化、過疎化の進行度を一集落における65歳以上の人口が50%を超えるものを限界集落という、こういうふうに位置づけたわけでございます。限界集落に達しますと、集落の共同事業が困難になります。お祭りができない、部落の道路を直すこ

ともなかなか人足が出てこない、こういう状況が生まれるわけでございます。この基準に照らしまして、1999年、平成11年国土交通省の消え行く集落の数、深刻でございます。何と日本全国で2,000集落がこの基準に当てはまるというわけであります。

私がこの基準に基づいて佐渡市の行政区を見れば、何と138行政区がまさにこれに該当する消滅に向かって走っておるわけでございます。労働人口で比較するならば、高齢率は実に63.5%に達しております。これはどういう計算をしたかという、15歳から64歳までの人と65歳以上の人を全人口で割るとこういう数字が出てくるわけでございます。

佐渡島民は、合併推進派にだまされてやみくも合併を進めたが、合併特例法による財政支援は予定をはるかに裏切られ、新市建設計画は50%の削減を余儀なくされるという状況であります。市民は完全に裏切られて、さらに10年間は維持してもらえるといたした支所は、その機能をほとんど失いつつある。まさにだまされたということが実感でございます。これらは、すべて市民に不自由をかける結果になっておるわけでございます。

それだからこそ、議員は法定数の上限30人を維持して、市民の不自由を少しでも緩和するために頑張る必要があります。この法定数というのは合併のときの条件でもあり、またあるべき人口に対する法律が定めた議員定数でございます。せめてそれを維持して、どうかおれたちの老齢化、過疎の中で、支所は機能を失う、市役所は遠くなる、バスは動かない、そういう中で、市議員だけが頼みでございます、今の市議員ではだめですよ。市民の行政に対する要望や苦情の解決は、この議場におられる議員のどなたよりも私がいっぱい引き受けて解決しておる。議会活動の報告も、文書による報告、街頭宣伝による報告もだれにも負けることはないだろうと思っております。その私が、佐渡は広い。行政と市民を結ぶ議員30人は削ってはならない、こういう結論に達したのでございます。何にもしない議員とは違うのです。佐渡じゅうを駆けめぐっておる私が最終的に達した結論でございます。

私は、実際はこのわけのわからぬ議員、58人だかおるのですが、これさっさとやめさせた方がいいということで朝から街頭演説を打っておるのですが、しかし30人になれば、やっぱりしっかりした議員が私は残ってくれるだろうと、その30人をもって、これから我々が頑張れば、きっとまた佐渡の市民の皆さんから喜んでいただけるだろうと思っておるのです。

そこで、心を込めて議場の皆さん方にお訴えを申し上げます。委員長は、間違って28人、提案者ですね、こう言いましたが、どうか先ほども明らかにしたように、議員定数特別委員会の委員の中でさえ満場一致にはならなかったわけでございますから、皆さんの良心の声に期待をして、私は30人にさせていただけるだろうと、祈るような気持ちで討論を終結いたしまして、皆さんの決定にまきたいと思うところでございます。ありがとうございました。

終わります。(拍手)

○議長（梅澤雅廣君） 次に、渡邊庚二君の発言を許します。

渡邊庚二君。

〔34番 渡邊庚二君登壇〕

○34番（渡邊庚二君） 三・一クラブ会長の渡邊であります。私は、ただいま提案されております佐渡市議会議員の定数を定める条例に賛成する立場で討論をいたします。

そもそも地方議員の定数は、明治新政府が明治21年に町村制、同じく23年に府県制を施行した際に、民主政治のお手本であったフランスの地方議会の規模をそのまま模倣して導入したものであります。それ以外の根拠を有するものではございません。半世紀後の昭和22年に地方自治法が制定、施行され、第90条、第91条において都道府県並びに市町村議員の数が定められましたが、明治時代に引き続いてフランスの制度に倣ったものが今日定着したものでございます。

昭和22年に制定された自治法では、例えば人口5万から15万未満の市では36名とされていましたが、50年を経た平成15年に地方分権一括法が施行されたことによって、人口5万から10万の市の定数が30名とやや減少になっていますが、これは終戦後の交通通信手段の目覚ましい発展からすれば当然の措置であったと考えられるのでございます。平成15年の改正では、11の人口区分に分かれまして議員の数が示されておりますが、法定とはいいながら数は固定されたものではなく、区分に応じた数を上限として、その範囲内で各自治体が条例で定めることが義務づけられているのであります。したがって、自治体の実情に沿って自主的に定数を定めるということが新法の趣旨であります。

私も議員定数特別委員会の委員として審議に加わってまいりましたので、その折の審議資料をもとに若干整理をして賛成の立場を明らかにしてまいりたいと考えております。

第1点は、法の区分と人口の関係であります。人口5万人未満と10万人未満とでは区分で4人の差があります。これは、議員1人当たりにはいたしますと、1万2,500人ということになります。現在佐渡市の人口は、先ほどから論じられておりますように約6万8,000人で、さらに毎年1,000人ぐらいの減少が続いておりますので、2名減は人口に比例した適正な数と考えてよいのではないかと思いますのであります。

第2点は、類似団体の傾向であります。私どもが審議中に提出された資料によりますと、類似団体80団体のうち、47団体、約60%の団体が条例定数20から28名の範囲で定数を定めております。全国的には、明らかに減少という流れが形づくられているのであります。

第3点は、面積との関係であります。佐渡市の854平方キロメートルは、類似団体の中では上位にありますが、今日の交通通信手段をもってすれば目の届かない範囲ではありません。青森県のむつ市は、人口6万7,000人、面積863平方キロメートルで条例定数を22名と定めております。岐阜県の高山市は、人口9万7,000人、面積何と2,177平方キロメートルで条例定数を24名と定めているのであります。佐渡市の28は、必ずしも支障の起きる定数ではないと考えるのであります。

第4は、財政と市民感情とであります。市町村合併後、期待に反した国の財政計画によって合併時の建設計画を大幅に見直さなければならない中、財政の効率化とともに議会運営の効率化も市民から切に求められているところであります。今回提案されております定数28名の条例案は、まさしく時宜にかなない、市民の期待に十分こたえる適切な数字であると考え、賛意を表するものであります。

なお、短期間のうちに極めて困難な状況の中で本条例案をまとめ上げた特別委員会の委員長、副委員長の手腕に敬意を表して、賛成の討論とさせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

○議長（梅澤雅廣君） 以上で討論を終結いたします。

これより本案について採決いたします。

〔「議長、投票」と呼ぶ者あり〕

○議長（梅澤雅廣君） 投票を求める声がありますので、会議規則第71条の規定により、本案の採決は無記

名投票により行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○議長（梅澤雅廣君） ただいまの出席議員数は56名であります。

投票用紙を配付させます。

〔投票用紙配付〕

○議長（梅澤雅廣君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（梅澤雅廣君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

〔投票箱点検〕

○議長（梅澤雅廣君） 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。本案を可とする諸君は賛成と、否とする諸君は反対と記入の上、順次投票願います。

なお、重ねて申し上げます。投票中、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は、会議規則第72条第2項の規定により、否とみなします。

それでは、議席番号1番から順次投票願います。

〔投票〕

○議長（梅澤雅廣君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（梅澤雅廣君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○議長（梅澤雅廣君） 開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、開票立会人に10番、白木優君及び43番、根岸勇雄君を指名いたします。両君の立ち会いを願います。

〔開票〕

○議長（梅澤雅廣君） 投票の結果を報告いたします。

投票総数55票、これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。

そのうち、賛成 41票

反対 14票

以上のとおり賛成が多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（梅澤雅廣君） 日程第4、報告第19号について市長の報告を求めます。

高野市長。

〔市長 高野宏一郎君登壇〕

○市長（高野宏一郎君） それでは、報告事件についてご説明申し上げます。

報告第19号 平成17年度佐渡市一般会計継続費精算報告書につきましては、継続費を設定しました各事業が平成17年度で完了しましたので、地方自治法施行令第145条第2項の規定により、別紙のとおり報告するものであります。

以上で報告事件についての説明を終わります。

日程第5 議案第147号から議案第149号

○議長（梅澤雅廣君） 日程第5、議案第147号から議案第149号までを一括議題とします。

市長から提案理由の説明を求めます。

高野市長。

〔市長 高野宏一郎君登壇〕

○市長（高野宏一郎君） それでは、議案第147号から149号まで一括してご説明申し上げます。

議案第147号 平成17年度佐渡市一般会計及び各特別会計歳入歳出決算の認定について。本案は、地方自治法第233条第3項の規定により、平成17年度佐渡市一般会計及び各特別会計における歳入歳出決算について、監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものであります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議案第148号 平成17年度佐渡市病院事業会計決算の認定について。本案は、地方公営企業法第30条第4項の規定により、平成17年度佐渡市病院事業会計決算について、監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものであります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議案第149号 平成17年度佐渡市水道事業会計決算の認定について。本案は、地方公営企業法第30条第4項の規定により、平成17年度佐渡市水道事業会計決算について、監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものであります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

以上でございます。

○議長（浜口鶴蔵君） これより議案の順序に従い、質疑に入ります。

議案第147号 平成17年度佐渡市一般会計及び各特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑を許します。

白杵君。

○5番（白杵克身君） 一般会計の決算審査の監査委員の意見についてお聞きをいたしたいと思います。

監査報告の53ページですか、3の契約事務の状況についてというのがございまして、その中で契約事務の審査をしたものが50万円以上の契約で本庁の課長、それから支所長の権限に属するものだけというふうには解釈できるわけなのですが、課長の決裁権は、専決権はたしか50万円以上1,000万円未満ですね。そうすると、その指摘の中で不適正といいますか、そういう指摘の中で検査調書が作成されていないものが見受けられるというようなことがございます。この件については、監査委員としてどういう指導をされたか。

それから、いわゆる助役、市長の決裁に属する契約事務については審査をなされたかどうか、まずその点をお聞きいたしたいと思います。

○議長（梅澤雅廣君） 答弁を許します。

清水代表監査委員。

○代表監査委員（清水一次君） お答えいたします。

この事務の関係につきましては、昨年、16年度の決算のときにも少し触れさせていただきました。これは、いわゆる行政事務全般の一つの基本になる項目だろうということにとらえさせていただきました。ついでに、今議員おっしゃいましたように50万円以上1,000万円未満、これは17年度の組織の中での問題でございますので、その部分をとらえさせていただきました。調べさせていただきました。これも件数多うございますので、約200件、大まかでございます。調べさせてもらった中で、いろいろのミスがあるのですけれども、その検査ミスも数件ございました。ただし、市長決裁並びに助役決裁というところまでは見ておりませんので、その点よろしく願います。

○議長（梅澤雅廣君） 白杵克身君。

○5番（白杵克身君） 助役決裁、市長決裁の部分について審査がなされなかったということですが、これについては何か意図的なものがございますか。

それと、監査委員の意見に関連しまして、執行部にお聞きしたいのですが、検査調書が作成されていないものが見受けられたということですが、1,000万未満といいますと結構大きな額だと思います。それで、収入役事務を兼務する助役は、この支出根拠をどのように求められたか、お聞きしたいと思います。

○議長（梅澤雅廣君） 答弁を許します。

清水代表監査委員。

○代表監査委員（清水一次君） お答えいたします。

今回特にそれを求めておりませんので、よろしくお願いいたします。

○議長（梅澤雅廣君） 親松助役。

○助役（親松東一君） お答え申し上げます。

現在の提案につきましては平成17年度決算ということでありまして、今当時の収入役等について欠員ということでありまして、今の件につきましてはちょっと調べさせていただきたいと思いますので、ご了解願います。

○議長（梅澤雅廣君） 白杵克身君。

○5番（白杵克身君） それでは、その件につきましては後ほど調べてお知らせいただきたいと思います。

それに関連しまして、この中で監査委員さんがこの指摘した事項について早急に改善を望むという意見がついておりますが、これについては従来こういう決算審査でなくても例月出納検査とか、それぞれ監査委員さんから指導なり指摘があるかと思いますが、そういう改善策については講じられておりますか。

○議長（梅澤雅廣君） 親松助役。

○助役（親松東一君） お答えします。

監査委員の方から特にご指摘ございまして、私ども庁議でまず検討をしました。その前に、一応総務部長の方に指示をしまして、庁内でそういうような指摘の実態をつかむと、早速プロジェクトもつくりまし

て、まずその実態をつかんで、その後再発防止についてどうするかということで新たにチームをつくって今対応をやっていて、そういう最中でございます。

以上です。

○議長（梅澤雅廣君） 議案第147号の質疑を終結いたします。

議案第148号 平成17年度佐渡市病院事業会計決算の認定についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 質疑なしと認めます。

議案第148号の質疑を終結いたします。

議案第149号 平成17年度佐渡市水道事業会計決算の認定についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 質疑なしと認めます。

議案第149号の質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第147号から議案第149号までについては、15人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これにお手元に配付してあります議案付託表のとおり付託の上、閉会中の継続審査とすることにしたいと思ひます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 異議なしと認めます。

よって、本案については15人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、閉会中の継続審査とすることに決しました。

日程第6 決算審査特別委員会委員の選任

○議長（浜口鶴蔵君） 日程第6、決算審査特別委員会委員の選任を行います。

お諮りいたします。ただいま設置されました決算審査特別委員会委員の選任については、佐渡市議会委員会条例第8条第1項の規定により、

大 石 惣一郎 君	本 間 勘太郎 君	木 村 悟 君
稲 辺 茂 樹 君	廣 瀬 擁 君	大 谷 清 行 君
小 田 純 一 君	小 杉 邦 男 君	大 桃 一 浩 君
金 子 健 治 君	村 川 四 郎 君	川 上 龍 一 君
大 場 慶 親 君	近 藤 和 義 君	加 賀 博 昭 君

以上15名を指名いたしたいと思ひます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました15人の方は、決算審査特別委員会委員に選任することに決しました。ここで暫時休憩します。

午後 6時32分 休憩

午後 6 時 3 2 分 再開

○議長（浜口鶴蔵君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

決算審査特別委員会における正副委員長の互選の結果について報告をいたします。

委員長 加賀博昭君

副委員長 村川四郎君

以上であります。

日程第 7 発議案第 1 5 号

○議長（浜口鶴蔵君） 日程第 7、発議案第 15 号 意見書の提出についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

浜田正敏君。

〔12 番 浜田正敏君登壇〕

○12 番（浜田正敏君）

発議案第 15 号

意見書の提出について

地方自治法第 99 条の規定による別紙意見書を佐渡市議会会議規則第 14 条の規定により提出する。

平成 18 年 9 月 26 日

提出者	佐渡市議会議員	浜 田 正 敏
賛成者	〃	中 村 良 夫
〃	〃	松 本 展 国
〃	〃	臼 杵 克 身
〃	〃	廣 瀬 擁
〃	〃	大 桃 一 浩
〃	〃	佐 藤 孝
〃	〃	葛 西 博 之
〃	〃	岩 野 一 則
〃	〃	本 間 武 雄
〃	〃	熊 谷 実
〃	〃	祝 優 雄
〃	〃	竹 内 道 廣
〃	〃	大 澤 祐 治 郎

集配局の廃止再編計画に反対する意見書

日本郵政公社は、2007 年 10 月の完全民営化を前に、全国 1, 048 の集配局を無集配局とする再編合理化を提案してきた。

佐渡島内においては、全 17 局のうち約 3 分の 1 の 6 局が無集配されると示された。

先の当議会の存続を求める意見書に対し、同公社は本年 9 月実施を延期し、2007 年 3 月実施を再提案し

てきた。

しかし、当佐渡島は、日本最大の離島であり、280キロメートルにも及ぶ長い海岸線と広大な中山間部に大多数の集落が限なく点在している実情から、採算性のみを重視した今回の合理化計画が実施されると、集配業務の集約化による郵便物の遅配、島内発郵便物の遅れが必至である。

更には土・日・祝日・年末年始の窓口業務及び平日の時間外窓口が廃止されることから、現行サービスが大幅に低下することとなり、住民からの不安の声が高まっている。

また、郵便局機能の縮小は、郵便局員や家族の減少にもつながり、地域経済に与える打撃は極めて大きく、地域の過疎化はもちろん、地域破壊につながることも懸念される。これらのことは実施延期によって解消されるものではない。

本年8月29日の参議院総務委員会でも竹中総務大臣は、郵便局が地域に設置されており、その局の窓口で3つのサービスがしっかり供給され、関連する社会貢献のサービス等々も行われなければならないと明快に答弁している。

よって、政府においては、「サービスの現行水準維持と国民の利便性に支障を生じさせない」との国会付帯決議を遵守し、特に公共交通機関の未整備な離島佐渡の郵便局の集配機能存続と民営化後においても現行サービスが維持されるよう、以下の事項の実現と特段の努力を強く要望する。

記

- 1 地域住民の合意と納得を得ない集配局の廃止再編は行わないこと。
- 2 離島の特殊性に鑑み、民営化後においても佐渡市の郵便局を維持し、現在の集配局機能を存続すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

終わります。

○議長（梅澤雅廣君） お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（梅澤雅廣君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第8 発議案第16号

○議長（梅澤雅廣君） 日程第8、発議案第16号 意見書の提出についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

猪股文彦君。

〔38番 猪股文彦君登壇〕

○38番（猪股文彦君）

発議案第16号

意見書の提出について

地方自治法第99条の規定による別紙意見書を佐渡市議会会議規則第14条の規定により提出する。

平成18年 9月26日

提出者	佐渡市議会議員	猪 股 文 彦
賛成者	〃	葛 西 博 之
〃	〃	渡 邊 庚 二
〃	〃	竹 内 道 廣
〃	〃	小 杉 邦 男

道路特定財源に関する意見書

道路は地方の生活を支える最も重要な社会基盤として、地域の交通の円滑化に資するほか、都市部と地方部の交流・交易基盤として、その必要性はますます大きくなる一方である。

道路特定財源は、道路の整備とその安定的な財源の確保のために創設され、自動車利用者が利用に応じて負担する、合理的で、公平・安定的な優れた制度である。

当市における道路は、風光明媚な海岸線を周遊する主要地方道佐渡一周線をはじめとして、未改良区間が多いため、道路防災上の危険箇所が各所に点在し、災害時に対応する迂回路の確保も困難な現状である。

島内の交通体系は自動車に依存するしかなく、市民の生命を預かる佐渡総合病院までの区間は救急医療の面からも、安全で安心な幹線道路整備を急ぐ必要がある。

さらに、離島経済の発展に向けた港湾、観光施設等あらゆる交通拠点との効率的な連携を図り、質の高い道路ネットワークの整備を早急に推進しなければならない。

然るに、国は人口集中地区の都会を引合に、道路特定財源が確保されていることで、無駄な道路整備を重ね無用な出費を行っているとの論で、一般財源化を目論んでいる。

道路特定財源制度は、受益者負担の原則の下に成り立つ道路整備の財政的基盤であり、地方においては、道路整備の需要は非常に大きいことに鑑み、その用途については、あくまでも道路に関する事業にのみ充てることが適当と考える。

よって、政府におかれては、地方における道路網整備の実態とその必要性を正しく認識され、その財源を確保する道路特定財源制度を堅持し、地方の道路整備がこれ以上遅れることのないよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

○議長（梅澤雅廣君） お諮りします。

本案は原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（梅澤雅廣君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第9 発議案第17号

○議長（梅澤雅廣君） 日程第9、発議案第17号 意見書の提出についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

白木優君。

〔10番 白木 優君登壇〕

○10番（白木 優君）

発議案第17号

意見書の提出について

地方自治法第99条の規定による別紙意見書を佐渡市議会会議規則第14条の規定により提出する。

平成18年 9 月26日

提出者	佐渡市議会議員	白 木	優
賛成者	〃	本 間	千佳子
〃	〃	金 田	淳 一
〃	〃	山 本	伊之助
〃	〃	大 谷	清 行
〃	〃	志 和	正 敏
〃	〃	金 山	教 勇
〃	〃	白 木	善 祥
〃	〃	金 光	英 晴
〃	〃	大 場	慶 親
〃	〃	本 間	勇 作
〃	〃	浜 口	鶴 蔵
〃	〃	渡 部	幹 雄
〃	〃	肥 田	利 夫

公立高校と私立高校の学費と教育条件の格差解消をめざし私立高校の公費（私学助成）増額を求める意見書

今日、全国では約3割の高校生が私立高校で学んでおり、私立高校は公立高校と同様に公教育として重要な役割を担っている。

しかし、私立高校における学費（初年度納入金）は、全国平均で69万円と公立の6倍にも達するとともに、専任教員の数も公立基準の約7割の水準にとどまっており、学費と教育条件において公立高校との格差が生じている。こうした格差の最大の要因は、同じ公教育でありながら私立高校に対する公費（私学助成）が公立の約3分の1にとどまっていることにある。

憲法及び教育基本法は「教育の機会均等」を謳い、学校教育法は私立学校を公教育として明確に位置づけている。にもかかわらず、私立高校への公費が低く抑えられていることは、これらの法に照らしても憂慮すべき状況と言わなければならない。

よって、政府におかれては私立高校が公教育に果たしている役割を十分理解されるとともに、学費と教育条件の公私格差解消を展望し、私立高校への公費（私学助成）増額にいつそう努力されるよう要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

公立高校と私立高校の学費と教育条件の格差解消をめざし私立高校の公費（私学助成）増額を求める意見書

新潟県の私立高校は建学の精神に立脚しつつ自主的かつ特色ある教育を行いながら、公教育の重要な一

翼を担ってきた。しかし、公教育でありながら私立高校の学費（初年度納入金）は平均で51万円、公立との格差は4倍を超えている。また、専任教員の数も公立基準の約8割の水準にとどまっており、学費と教育条件において公立高校との格差が生じている。

こうした格差の最大の要因は、同じ公教育でありながら私立高校に対する公費（私学助成）が公立の約3分の1に低く抑えられていることにある。

憲法及び教育基本法は「教育の機会均等」を謳い、学校教育法は私立学校を公教育として明確に位置づけている。にもかかわらず、私立高校への公費が低く抑えられていることは、これらの法に照らしても憂慮すべき状況と言わなければならない。

よって、県におかれては私立高校が公教育に果たしている役割を十分理解されるとともに、学費と教育条件の公私格差解消を展望し、私立高校への公費（私学助成）増額にいっそう努力されるよう要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

ご賛同のほどよろしく申し上げます。

○議長（梅澤雅廣君） お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（梅澤雅廣君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第150号

○議長（梅澤雅廣君） 日程第10、議案第150号 佐渡市二宮財産区管理委員の選任についてを議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。

高野市長。

〔市長 高野宏一郎君登壇〕

○市長（高野宏一郎君） 議案第150号のご説明を申し上げます。

佐渡市二宮財産区管理委員の選任について。本案は、佐渡市二宮財産区管理委員で二宮市野沢地区から選出の本間三次さんが死亡したことにより、その残任期間における後任として野嶋正男さんを佐渡市二宮財産区管理委員として選任することについて、佐渡市二宮財産区管理条例第3条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

なお、任期は残任期間の平成20年6月30日までです。よろしくご賛同のほどお願い申し上げます。

○議長（梅澤雅廣君） お諮りします。

本案はこれに同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（梅澤雅廣君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 11 委員会の閉会中の継続審査の件

○議長（梅澤雅廣君） 日程第11、委員会の閉会中の継続審査の件を議題といたします。

各委員長から目下委員会において審査中の事件につき、会議規則第103条の規定により、お手元に配付した申出書のとおり閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。各委員長から申し出ております閉会中の継続審査に付することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（梅澤雅廣君） ご異議なしと認めます。

よって、各委員長から申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに決しました。

○議長（梅澤雅廣君） これで本日の日程は全部終了いたしました。

市長から発言を求められておりますので、これを許します。

高野市長。

〔市長 高野宏一郎君登壇〕

○市長（高野宏一郎君） 去る9月7日に招集いたしました平成18年第4回市議会定例会の閉会に当たりまして、一言ごあいさつ申し上げます。

本定例会では、条例の制定及び一部改正等に関する議案7件等、全部で22の議案につきましてそれぞれご審議いただきました。なお、決算審査特別委員会での継続審査となります決算の認定に関する議案3件につきましては、引き続きご審議のほどお願い申し上げます。

一般質問では16名の議員から環境、福祉、保健医療、農水産業、観光振興など市政全般についてのご質問や、さらにご意見、ご提言をたくさんいただいたところでございます。また、各常任委員会では特に消防本部庁舎の建設用地の取得や佐渡太鼓体験交流館の条例制定、各補正予算等について慎重にご審議され、ご意見をいただきましたので、特別委員会でのご意見を含めまして、市政執行に当たり十分心して努めてまいりたいというふうに思っております。

昨日開催されました議員全員協議会では、佐渡市保育園、小学校、中学校統合計画を説明させていただいたわけではありますが、今後関係地域に入りましてご説明申し上げることになります。佐渡市の将来を担う園児、児童生徒の健全な保育並びに教育環境の充実のために、市民、地域のご理解をいただき、実現に向けて努力をいたしたいと思っております。

心配されました台風13号もそれました。当市においては余り大きな影響もございませんでした。しかし、この後も台風シーズンは続きます。秋の収穫最盛期を迎えて、今後も十分注意していきたいというふうに思っております。

秋も進み、晩秋となりまして、だんだん肌寒くなっておりますが、健康に十分ご留意されて、市勢発展のためにご活躍されることを祈念して、ごあいさつといたします。

終わります。（拍手）

○議長（梅澤雅廣君） 以上で会議を閉じます。

平成18年第4回佐渡市議会定例会を閉会いたします。

午後 6時43分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

平成18年9月26日

議 長 梅 澤 雅 廣

署 名 議 員 大 谷 清 行

署 名 議 員 大 場 慶 親